

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
1	6	1	1	1	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	II 監査対象の概要 1 公有財産等について (3) 公有財産等の管理、処分
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・工作物等台帳について（報告書 10 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。現地調査を実施した施設等にも工作物があったが、工作物等台帳はいずれの施設等にも作成されていなかった。</p> <p>工作物等台帳が作成されていない要因としては、公有財産管理の主幹する財産管理課から土地や建物については、公有財産の所管部局に対して台帳の作成を指示しているが、工作物等に関しては指示していなかったことがあげられる。また土地、建物に関しては「財産管理事務の手引」などで説明しているが、工作物に関しては公有財産管理規則以外では説明をしていない。</p> <p>公有財産管理規則に基づき、土地、建物以外の工作物等の公有財産について、台帳の作成、整備を行う必要がある。また、財産管理課においては、各所管部局が適正に対応できるように、記載単位、記載項目やその内容など具体的な方針や取扱いを定め、さらに事務の手引を作成するなどして、土地、建物以外の台帳が適正に作成できるようにする必要がある。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針の検討状況（措置区分 E）	<p>監査結果を受けて、関係法令や県内他市町村の状況把握などを行っている。今後、既存工作物の集計が極めて困難である現状を踏まえ、作成方針を検討する。</p>															
(3) 実施した措置の内容（措置区分 A・B）																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	契約課
2	6	1	2	1	所属長（氏名）	福岡 員祥	
					担当長（氏名）	小船 貴恵	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	II 監査対象の概要
	1 公有財産等について
	(3) 公有財産等の管理、処分
(4) 監査結果 ■ 意見	・物品の借入について（報告書 14 頁掲載）
	公有財産管理規則には借入れた財産に関する規定があり、借入財産台帳で管理することが求められているが、物品管理規則については同様の規定がない。借入物品についても、他の物品と同様に行政目的で使用され管理することから、他の物品と同様に管理する意義が高い。さらに借入物品は借入期間に渡って賃借料が発生し、借入期間終了後は借入物品を返却することから、他の物品に比べても厳格な管理が求められる。 したがって、物品管理規則においても借入物品に関する規定を設けるとともに台帳等で管理することが求められる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中					
(2) 監査結果に対する	物品管理規則に借入物品の規定を設けることについては、他市の状況を踏まえて検討する。また、物品管理に関する手引及び借入物品管理台帳の作成を検討し、各課で適正な物品管理事務の執行ができる体制を構築する。					
(3) 実施した措置の内容						
	□方針 （措置区分 A・B・C・D） ■方針の検討状況 （措置区分 E）					
	（措置区分 A・B）					

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	契約課
3	6	1	2	2	所属長（氏名）	福岡 員祥	
					担当長（氏名）	小船 貴恵	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	II 監査対象の概要
	1 公有財産等について (4) 財産管理事務の手引
(4) 監査結果 ■ 意見	・物品における事務の手引について（報告書 14 頁掲載） 公有財産については、公有財産の適正な事務の執行の一助となる「財産管理事務の手引」を作成して運用されている。一方、物品については、同様の手引がないことから、物品においても、より適正な事務の執行の一助となるように事務の手引の作成をすることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																															
(1) 措置区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="width: 15%;">方針決定</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 15%;">長決定</td> <td style="width: 15%;">措置完了</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月 完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和 年 月 予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> E 検討中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月 完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中					
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月 完了																										
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定																										
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中																															
(2) 監査結果に対する  <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、物品管理に関する手引の作成を検討し、各課で適正な物品管理事務の執行ができる体制を構築する。																														
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																															

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	資産経営課
4	6	1	2	3	所属長（氏名）	青木 伸介	
					担当長（氏名）	中野 広大	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-0572

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 1 公共施設等総合管理計画について (4) 基本方針と目標
(4) 監査結果	・公共施設等総合管理計画の進め方について（報告書 28 頁掲載） ■ 意見 市では、令和6年3月に改定された公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画も見直しが行われる予定とのことであり、令和6年度現在は過渡期ではあるが、基本的には当該計画を参考としながら予算措置が行われている。ただし、（従前の）計画とその結果を一覧する資料は、包括外部監査実施段階では作成されていなかった。また、令和6年3月に改定された市の公共施設等総合管理計画においては、「本計画の推進に関する取組について適宜フォローアップを行うとともに、財政、人口、施設需要などの社会環境の変化を踏まえ、おおむね10年程度を目安に見直しを検討します」と記載されているが、具体的な評価手法や報告方法等には言及されていない。この点、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年10月10日 総務省自治財政局財務調査課長）においては、「総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。」とされている。 市は、「本計画の推進にあたっては、普通建設事業マネジメント体制において部局横断的に取り組みます」とし、これまでも、基本的には公共施設等総合管理計画及びその下位計画を加味しながら予算措置が行われているとのことであった。しかし、より具体的に公共施設等総合管理計画とその実績とを比較し、実績を評価しフィードバックする、いわゆるPDCAサイクルの構築は検討途上とのことであった。 公共施設等総合管理計画等をより確実に進めるためにも達成目標と期限を数値などで具体的に設定することとともに、計画とその実績や成果を短期・中期・長期にて評価し、課題分析を踏まえた改善のプロセスを構築・運用していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 3月31日 課長決定	措置完了予定 令和8年3月末予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  <input checked="" type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度に改定した公共施設等総合管理計画では、「計画期間内における施設の老朽化に起因する重大事故ゼロの継続」と「計画期間内（2017～2056年）の公共施設等の維持管理・更新に係る経費は、現状の200～220億円／年を維持する」ことを目標として設定している。</li> <li>・ 特に公共施設等の維持管理・更新に係る経費に関しては、毎年、予算編成等において目標に掲げる経費の状況と取組内容について確認している。</li> <li>・ この結果を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新に係る、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の経費見通しと、維持管理・更新に係る取組の進め方を評価し、公共施設等総合管理計画等の改定に反映する。</li> </ul>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度の予算決算情報に基づき、経費の集計作業中。（7月～）</li> <li>・ 集計結果を踏まえ、今後の経費見通し調整の可否を確認予定。（～12月）</li> </ul>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
5	6	1	1	2	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境
	2 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について
	(5) 今後の活用のために
(4) 監査結果	・固定資産台帳記載額と貸借対照表上の固定資産計上額との差異について（報告書 34 頁掲載） 令和4年度末時点の固定資産台帳のデータを集計し、貸借対照表計上額（取得原価ベース）と照合したところ、貸借対照表の数値が過大となっていた。 理由は、令和4年度中に除却した資産の処分処理が固定資産台帳上は反映されていた一方、財務書類上の仕訳処理には反映されていなかったことによるものである。財務書類上に除却処理が遅滞なく反映されるよう、仕訳処理プロセスについて見直す必要がある。
■ 指摘	
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	措置完了 令和7年 8月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する	<input checked="" type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D)	除却した資産の仕訳処理プロセスについて記載したマニュアルの修正を行う。	
	<input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容	(措置区分 A・B)	数値の誤りは、固定資産台帳の期末簿価1円の資産の除却処理に係る誤りであった。作業誤りを防止するため、作業マニュアルに加筆修正を行った。	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
6	6	1	2	4	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 2 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について (5) 今後の活用のために
(4) 監査結果	・資産登録単位について（報告書 34 頁掲載）
■ 意見	<p>               管理会計に資する「正確性」を確保するうえで特に重要と考えられるのは、①資産の登録単位の適正化と②長寿命化の反映である。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、「固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること②取替や更新を行う単位であることという2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。」とし、「（前略）開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれる」ものとしている。             </p> <p>               この点、市の固定資産登録単位の例として、令和4年度の有形固定資産総額276,932,576千円の10.2%を占める、豊田スタジアムについて、固定資産台帳の登録状況を確認すると、取得価格32,553,290千円が「観覧場」として一式で計上されていたことから、今後更新する際は、耐用年数等を参考とした取替更新の単位で区分して計上し、精緻化を図ることが望まれる。             </p> <p>               また、同施設は現在、長寿命化工事の途上であるが、「豊田スタジアム長寿命化改修工事その1（2,512,400千円）」の令和4年度執行額908,264千円は、すべて令和4年度の建設仮勘定（資産）に一括計上されている。当該工事は、スタジアムの開閉式屋根の固定化及び老朽化した塗装の改修を行うものであるから、屋根等の部分的な撤去工事や原状回復工事が含まれる場合など資産価値を高めると認められない部分は費用計上となる。しかし、市の財務書類作成の作業要領（伝票データの仕訳処理への変換の作業要領）にて「※建設仮勘定は、翌年度以降に取得・整備する資産を形成する一部分で、資産とみなします。実際に資産を取得・整備するときに、取得価格に含めるものです。」と記載されており、これによると、建設仮勘定に計上された工事は完成後も資産として計上されることとなり、費用部分が区別されないこととなる。             </p> <p>               作業要領を見直すとともに、工事内容を確認し資産価値を高めるものであるか費用として計上するものかどうかを精査した上で、工事完了時に対象の固定資産への振替時に正しく固定資産が計上されるように留意されたい。             </p>

なお、「データ整備における中長期的に目指すべき姿について」（総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」）において、予算科目や資産に係るデータが可能な限り細分化されたデータ、具体的には、「活用を意識した粒度のデータ」となっていることが、整備の理想的な姿であるとされていることから、この点も考慮されたい。

(5) 同趣旨の結果

—

## 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>公共施設の長寿命化は、建築（屋根・外壁）、電気、空調・管に分けて実施しており、長寿命化改修完了後その単位で資産化を行う。豊田スタジアムは建築から初の長寿命化改修を迎えており、今後改修事業が進むに従って、固定資産台帳の精緻化は図られる見込み。</p> <p>ただし、上記は監査結果を受けての措置ではないこと、固定資産台帳の精緻化が完了するまで長期間にわたることなどを踏まえ、不措置とする。</p> <p>また、開閉式屋根の固定化や老朽化した塗装の整備については、豊田スタジアムの効用を高める整備であることから、資産計上を行うこととする。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
7	6	1	2	5	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 2 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について (5) 今後の活用のために
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・固定資産台帳の必要項目の入力について（報告書 36 頁掲載）</p> <p>固定資産台帳について、活用方法が検討中であることから入力未了となっている項目が多数ある。固定資産情報の一元化と活用方法の検討を進めるとともに、活用に資するよう登録する固定資産台帳の項目を整理し、記載方法にも一貫性を持たせることが望まれる。</p> <p>【検討を推奨する事項】</p> <p>①「資産名称」上で長寿命化工事が明記されているものとなないものがある。また、「長寿命化履歴」の項目について使用されていない。長寿命化工事の登録の取扱いの統一について検討されたい。</p> <p>②「施設」コードが付与されていない資産がある。施設別の分析等を実施する場合は、網羅的に入力される必要がある。</p> <p>また、（現在項目の設定はないが）法定耐用年数のほか、長寿命化後の耐用年数（「使用耐用年数（耐用年数）」）の記載などは総務省での活用案として提案されている。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>公共施設の長寿命化については、国土交通省の方針に沿って公共建築物個別施設計画を整備し、適切に管理を行っている。また、総務省が求める固定資産台帳の公表に必要な情報は充足していることから、不措置とする。</p> <p>引き続き、上記方針に係る国の動向を注視し、適宜検討していく。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
8	6	1	2	6	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 2 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について (5) 今後の活用のために
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・財務書類作成における内部統制について（報告書 36 頁掲載）</p> <p>固定資産仕訳については、所管課が伝票データから固定資産取得・除却仕訳等に変換するための情報を財政課所定のワークシートに入力し、財政課にて仕訳処理の取り込みが行われる。財政課では、固定資産計上の正確性を確保するため、作業要領を整備し所管課に周知を図っている。しかし、作業要領に記載のない事項等、各所管課の判断に委ねられる部分も多く、また、財政課においても資産計上データの個別の正確性のチェックは特段実施していないため、「正確性」の水準については庁内でバラつきが生じている。公有財産台帳をはじめとした他の情報との整合性を確保するとともに、固定資産台帳活用に資する水準の「正確性」を確保することが望まれる。</p> <p>例えば、他都市の事例では、資産活用戦略を担う所管課が、所管課からの報告結果をチェックする体制を採用している。固定資産台帳を実際に利用する部署によって資産計上額の精度を確認することにより、より活用に適した固定資産台帳を効率的に作成している。本市においても、公共施設等の管理に関する総合的な取組において、将来を見据えて推進するための組織編制として、令和5年度より資産経営課を発足させている。今後、より活用に向けた体制を整備していくことが期待される。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">■A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和7年 8月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	■A 措置完了	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	措置完了 令和7年 8月完了	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		□E 検討中		
■A 措置完了	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	措置完了 令和7年 8月完了														
□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
□E 検討中																
(2)	<p>財政課で作成している作業要領は正確性を確保するため、各所管課からの質問事項に対応し、要領の見直しを行っている。</p> <p>なお、公有資産台帳との不整合については、17番のとおり措置を予定しており、台帳の活用については7番のとおりである。</p>															
■方針 (措置区分 A・B・C・D)																

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	方針に従い、所管課からの質問事項に対応し、作業要領の見直しを行った。

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
9	6	1	2	7	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 2 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について (5) 今後の活用のために
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・ 収支情報処理の一元化について（報告書 37 頁掲載）</p> <p>維持補修費などの、年度ごとのフロー情報については行政コスト計算書に計上される。これとは別に、施設カルテ作成時の支出・収入データは歳入歳出伝票から再度振り分けを行っているとのことであった。この点、予算執行伝票上で修繕等の工事の種別について細節コードを設定し、執行データから財務書類上の会計伝票に変換する際に、種別ごとの一定のルールに基づいて変換することにより、財務書類作成及び施設カルテ作成の両者に活用できるデータの作成が可能であると考えられる。</p> <p>予算科目について、地方公会計の仕訳に対応させた更なる細分化を設定しておくことにより、予算執行に伴い仕訳を行うことが可能となる。このことにより、固定資産台帳や財務書類の作成の正確性が向上することに加え、施設カルテ作成の効率化と情報の整合性確保の同時達成が期待できる。他都市では、施設別にコストを細分化して施設別財務書類を作成し、同質的な施設のコスト比較にも活用している事例もあり、本市においても検討していくことが望ましい。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1) 措置区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>維持補修費等に係る支出のうち、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められるものについては、各工事内容に応じて個別に判断した上で固定資産台帳に資産計上しており、一定の基準に基づく機械的な変換は困難である。</p> <p>また、施設カルテにおける支出の振り分けについて、地方公会計の仕訳に対応した更なる細分化を予算執行段階で設定することは、事務効率面で課題があることに加え、施設別のコスト管理については個別施設計画で充足しているこ</p>															

	とから、施設別財務書類を新たに作成する必要はないと考えている。 今後、施設カルテと固定資産台帳の連携が必要となる際には、適宜検討していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
10	6	1	2	8	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境 3 未利用財産の活用について
(4) 監査結果 ■ 意見	・利活用台帳の継続的な活用について（報告書 39 頁掲載） 「未利用財産戦略的利活用指針」において、対象物件数、面積の経年比較を試みたが、令和6年度より新たな区分での管理を行っていることもあり、従前の利活用台帳との連続性がないことから、過年度との比較は不能であった。今後は経年比較を行えるよう、連続性を持った台帳として運用していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																																														
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"><input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了</td> <td>令和7年3月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和7年3月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定			<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定			<input type="checkbox"/> E 検討中								
<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和7年3月完了																																						
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定																																						
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定																																								
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定																																								
<input type="checkbox"/> E 検討中																																														
(2)	監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 （措置区分 A・B・C・D） <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 （措置区分 E）																																													
(3)	実施した措置の内容 （措置区分 A・B） 監査以前である令和6年4月から、公有財産管理システムと利活用台帳の統合作業を実施しており、令和7年3月に完了した。今後はシステムで一元管理されるため、年度単位での比較も可能となり、連続性のある台帳としての運用を行うことができる。																																													

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
11	6	1	2	9	総務部	財産管理課
					安倍 大介	
					伊藤 貴俊	
					■内線 □外線	3-1134-

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	IV 監査の指摘及び意見（総論） 1 監査の指摘及び意見の総括
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・公有財産台帳の管理について（報告書 41 頁掲載）</p> <p>公有財産台帳とは、公有財産管理規則第40条に定められた公有財産を管理する台帳であり、決算の附属書類である財産に関する調書の基礎データとなっている。</p> <p>監査の結果、財産が重複登録されていたこと、貸付の内容が記載されていないこと、土地の地目が実態に合っていないことなど、公有財産台帳に正確ではない記載が見られた。さらに公有財産管理規則上は、柵や外構などの工作物も公有財産台帳の一つである工作物台帳で管理することになっていたが、工作物台帳は作成されていなかった。</p> <p>公有財産台帳は、地方自治法や公有財産管理規則などの法令・規則に基づき作成が求められているだけでなく、行政目的のために市が保有する公有財産を管理するための台帳である。また、公有財産台帳は、決算書の附属書類として作成される財産に関する調書の基礎データとして使用されることから、公有財産台帳の内容は正確でなければならない。</p> <p>監査で発見された公有財産台帳の誤りは、多くは記載漏れや記載誤りであることから、そのような誤りなどが発生しないように、チェック体制の整備や公有財産台帳の記載方法を職員が理解できるようにするなどの対策が求められる。また、現在未作成になっている工作物台帳に関しては、所管部局が適正に対応できるように、具体的な方針や取扱いを定めることが求められる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書10頁 II 1 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>「財産管理事務の手引き」「公有財産管理システム操作マニュアル」において、財産に関する基本ルールや適切な記載方法は職員に周知されているが、公有財産台帳がシステムへ移行される前の、平成29年度以前の情報について記載誤り等が多く確認されている。「財産管理事務の手引き」を改定するタイミングで、誤りが判明した時点で速やかに修正が必要であることを、職員に周知する方針とした。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	契約課
14	6	1	2	12	所属長（氏名）	福岡 員祥		
					担当長（氏名）	小船 貴恵		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1214	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	IV 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
(4) 監査結果 ■ 意見	・物品の管理について（報告書 42 頁掲載）
	<p>物品は、物品出納簿を備え、物品の受払いの都度、記帳しなければならない（物品管理規則第26条）。また、物品のうち備品については、標識を付さなければならない（同第10条）。</p> <p>監査の結果、現物と物品出納簿とが整合していないこと、管理区分が異なっていること、標識の内容が誤っているなどの誤りが発見された。</p> <p>物品出納簿は、地方自治法や物品管理規則などの法令・規則に基づき作成が求められているだけでなく、行政目的のために市が保有する物品を管理するための台帳である。また、物品出納簿は、決算書の附属書類として作成される財産に関する調書の基礎データとなることから、物品出納簿の内容は正確である必要があり、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならないこととされている。</p> <p>物品は、土地や建物とは異なりその移動が容易なものが多い。そのため、土地や建物などと比べて、紛失や盗難のリスクも高いことから定期的な現物の確認が重要になる。</p> <p>物品は、市の行政活動に使用され、その財源は市民の税金等によっていることから、市は、物品の検査における体制や手続の見直しなどの対策が求められる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書82頁 V1-1（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 8月 1日 課長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する □方針	<p>監査結果では、現物と物品出納簿の不整合など、管理上の誤りが散見されたため、物品の検査における体制の見直し等について意見を受けたが、既存の物品購入事務の手引き等に備品の管理についての考え方や手続きについて示している。しかしながら、適正な備品管理が徹底されていないため、毎年2月に発</p>		

<p>(措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>出する備品の検査に関する通知において、管理不備の指摘事項と適正な物品管理事務について、改めて周知することとする。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	



<p>(2) 監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>未利用財産の有効活用においては、公共施設の再編・統廃合によって新たに未利用となるものを含めて長期スパンで考える必要があることから、数値目標は設定せず、個別物件ごとに利活用を進めることとするため、不措置とする。</p> <p>経済状況や市場動向などによるニーズの変動を注視しながら、適切なタイミングで着実に利活用を進めていくことで、未利用財産の削減を図ることとする。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
17	6	1	2	15	企画政策部	財政課
					所属長（氏名）	
					中條 圭祐	
					担当長（氏名）	
					田中 風輝	
					連絡先（電話）	
					■内線 □外線 3-1112	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	IV 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
(4) 監査結果 ■ 意見	・地方公会計制度における固定資産台帳について（報告書 43 頁掲載）
	<p>市は、公有財産台帳とは別に、統一的な基準による地方公会計制度における固定資産台帳を作成している。</p> <p>監査の結果、固定資産台帳の金額と貸借対照表の計上額に差異があったり、固定資産台帳も公有財産台帳の情報を基に作成しているため、本来は整合するはずであるが、不一致になっている場合があった。</p> <p>市の財政状況や固定資産の状況を示すために、財務書類や固定資産台帳は公表されている。また、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（中間とりまとめ）において公共施設マネジメントのために固定資産台帳データを活用することが期待されている。財務書類及び固定資産台帳が正確に作成されるように作成過程のチェック体制等の見直しが求められる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書34頁 III2（5）、報告書36頁 III2（5）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	措置完了予定 令和9年 3月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	固定資産台帳及び公有資産台帳の両台帳の不整合部分について検証を行い、台帳間の情報の整合を図ることとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和7年度については土地の所在地や面積等の情報の整合を図る。令和8年度に家屋について、所在地や用途について整合を図る予定。		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	足助支所
18	6	1	1	3	所属長（氏名）	花木 一也	
					担当長（氏名）	西村 理恵子	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0601

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (2) 旧田口家住宅
(4) 監査結果  ■ 指 摘	<p>・ 公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について（報告書 53 頁掲載）</p> <p>公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とした台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。</p> <p>両データより当施設に関する土地及び建物を抽出した結果は以下のとおりであり、土地に差異が識別された。</p> <p>各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産については、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているかも不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書70頁 V1-1 (8)、報告書81頁 V1-1 (12)、報告書131頁 V1-2 (23)、報告書137頁 V1-2 (25)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 7月18日 所属長決定	措置完了予定 令和7年 8月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  ■方針 (措置区分 A・B・C・D)  □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>監査結果により、旧田口家住宅の土地面積の更正登記が行われていたにもかかわらず、公有資産管理システムにおける登記面積の修正が行われていなかったことが判明したため、修正を行うことを決定した。</p>		

(3)  
実施した措置の内容  
(措置区分 A・B)

公有資産管理システムを所管する財産管理課に該当データの修正を「土地異動報告書」の提出により依頼した。

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	足助支所
19	6	1	2	16	所属長（氏名）	花木 一也	
					担当長（氏名）	西村 理恵子	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0601

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (2) 旧田口家住宅
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・ 建築取得時における耐用年数の設定について（報告書 53 頁掲載）</p> <p>財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となる固定資産台帳には耐用年数も登録されているが、寄贈により取得した建物について、いずれも耐用年数が22年と長期となっていることを識別した。</p> <p>対象となる建物は江戸末期以前の建築であることから、当然ながら想定される耐用年数は経過している。例えば、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、中古の償却資産に係る耐用年数は、法定耐用年数の全部を経過した資産の場合、その法定耐用年数の20パーセントに相当する年数とされている。当施設の場合、木造建物のうち店舗もしくは住宅用と考えるならば、法定耐用年数は22年であるため、仮に一般的な方法として算出するのであれば、取得時の耐用年数は4年となる。</p> <p>固定資産台帳における耐用年数は、減価償却費を算出する上での重要な構成要素であり、公会計における資産価値及び適切なコスト計算において重要であることから、実態に即した登録が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 7月18日 所属長決定	措置完了予定 令和7年 8月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>監査の指摘により、旧田口家住宅の耐用年数の取扱いが誤っていたことが判明したため、指摘内容に基づき、法定耐用年数の20パーセントに相当する年数にすることを決定した。</p>		

(3)  
実施した措置の内容  
(措置区分 A・B)

公有資産管理システムを所管する財産管理課に該当データの修正を「建物異動報告書」の提出により依頼した。

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	足助支所
20	6	1	2	17	所属長（氏名）	花木 一也	
					担当長（氏名）	西村 理恵子	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0601

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産
	(2) 旧田口家住宅
(4) 監査結果 ■ 意見	・寄贈資産に対する現状の活用について（報告書 54 頁掲載）
	<p>当施設は、平成27年度の取得から8年（令和5年度時点）経過しているが、現在公開されているのは街道沿いにある主屋のみであり、後ろに連なる土蔵3棟等は損傷が激しく、現状を維持することも困難な状況である。また、今後の活用についても検討中であり、具体的な方針は未だ立っていない。</p> <p>既存資産の多くが建築当時のまま残存し、表通りから裏通りまでの約70mの屋敷構えが維持され、伝統を伝えるものとして非常に貴重な遺構とされている。そのため、寄贈を受けた際に決定した対応方針を踏まえ、文化資産としての保存及び歴史を将来に伝えるための公開等を勘案し、市としての方針を明確にし、早期での取組が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書43頁 IV1、報告書62頁 V1-1（5）、報告書67頁 V1-1（7）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月 完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>旧田口家住宅を含めた町並みの活用に向け、足助まちづくり協議会及び連携事業者と連携協定を締結し、足助の町並みを活用した地域活性化事業に着手することを決定した。</p> <p>令和7年度に策定する、足助の町並み活用計画（仮）において、旧田口家住宅の活用方法を整理し、地域活性化に資するよう修理活用していただくことを検討している。</p>		
(3) 実施した措置の内容			

(措置区分 A・B)	
------------	--

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	博物館
21	6	1	2	18	所属長（氏名）	高橋 健太郎	
					担当長（氏名）	倉林 重幸	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	32-6512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (3) 豊田市博物館
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・収蔵資料の現物確認手続の未整備について（報告書 56 頁掲載）</p> <p>市は、豊田市郷土資料館において、文献、民俗、工芸品、書跡等に関する資料31,259点及びコンテナ約1万箱分の埋蔵文化財を保管していた。市内の地域資料館の収蔵資料を含めると、総数は約67,000点に及ぶ（平成31年1月（仮称）豊田市博物館基本計画より）。市は、収蔵資料について台帳を作成し、現物については、豊田市博物館の収蔵庫が令和6年度から利用開始の予定であったことから、展示のために博物館に移動されたものを除いて、旧豊田市郷土資料館、旧近代の産業とくらしと発見館及び各地域資料館・個別資料館で引き続き保管していた。豊田市博物館に移動された収蔵資料は、その選定に際して現物の所在や状態の確認が行われたが、それ以外の収蔵資料については、令和5年度中に確認が行われておらず、また網羅的・定期的な現物確認を実施するような手続や計画が明示的に定められていなかった。</p> <p>収蔵点数が多いことに加え、収蔵資料によっては品質保持のため慎重な取扱いを要するものがあること等の事情から、毎年のように収蔵資料全部の現物確認を実施することは困難だとしても、収蔵資料の実在性、網羅性、保管状態等を確認するためには定期的に現物確認が実施されることが望ましく、数年度にわたって計画的かつ継続的に実施するためには明示的に実施の方針や手続を定めることが望ましい。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 8月 1日 所属長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針	<p>・収蔵資料の網羅的・定期的な現物確認を実施するための手続・計画・作業方法を令和7年度中に検討・決定する。</p>		

<p>(措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	博物館
22	6	1	1	4	所属長（氏名）	高橋 健太郎	
					担当長（氏名）	倉林 重幸	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	32-6512

### 1 監査結果

(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (4) 足助資料館
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・物品に貼付された標識について（報告書 59 頁掲載）</p> <p>物品管理規則第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについては、この限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。</p> <p>足助資料館にある物品について、物品出納簿と現品を照合したところ物品出納簿に記載されている物品はその存在を確認することができたが、旧管理番号の標識が貼付されたままで、現在の管理番号が記載された標識が貼付されていない物品が散見された。</p> <p>物品出納簿に計上されている物品の所在を特定するためにも、現在の管理番号を記載した標識を貼付すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

### 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 7月31日 所属長決定	措置完了予定 令和7年8月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	・旧管理番号の標識が貼付されたままで、現在の管理番号が記載された標識が貼付されていない物品について、令和7年8月中に現在の管理番号が記載された標識を貼付する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	・上記物品について、令和7年8月末までに現在の管理番号が記載された標識の貼付を完了予定。		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	博物館
23	6	1	1	5	所属長（氏名）	高橋 健太郎	
					担当長（氏名）	倉林 重幸	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	32-6521

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (4) 足助資料館
(4) 監査結果  ■ 指摘	<p>・ 物品出納簿に計上されていない物品の管理方法について（報告書 59 頁掲載）</p> <p>物品出納簿に記載されている以外の物品（大型金庫や資料の展示ケース等）が散見された。これらについて、担当者の説明では、設置した展示ケースは、過去に足助公民館から足助資料館に用途変更した時の改修工事の一環として工事費の中に含まれ、物品としての登録がされなかったもの及び平成17年に足助町が豊田市に編入された時点で、使用されていない物品について処分予定であったため、物品登録しなかったとの説明を受けた。</p> <p>足助資料館は令和6年3月31日をもって閉鎖されているため、物品の今後の使用状況を勘案したうえで、必要なものは物品出納簿に計上する等の方法で管理すべきであり、不要なものは廃棄すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書62頁 V1-1 (5)、報告書67頁 V1-1 (7)、報告書71頁 V1-1 (8)、報告書76頁 V1-1 (10)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 所属長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>・ 上記指摘の物品はいずれも不要な物品であるため、廃棄予定であることがわかる標識を、令和7年度中に当該物品に貼付する。</p> <p>・ 当該物品は令和8年度中に処分を実施する。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	博物館
24	6	1	1	6	所属長（氏名）	高橋 健太郎	
					担当長（氏名）	倉林 重幸	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	32-6512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (4) 足助資料館
(4) 監査結果  ■ 指摘	<p>・ 足助資料館の庭に放置されていた資料としての昔の消防ポンプについて（報告書 59 頁掲載）</p> <p>足助資料館の庭に、雨ざらしで錆びた昔の消防ポンプが放置されていたので担当者に確認したところ、当該消防ポンプは「資料」扱いであるが、平成17年に、足助町が豊田市に編入された以前からあるとのことであった。同じもので状態のいい物が他にあり倉庫に保管されているため、当該ポンプは廃棄予定とのことであったが、20年近く放置されていたことになる。</p> <p>資料として不要と判断したのであれば、見た目もよくないので、庭に放置しておくのではなく廃棄するべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】												
(1)	■ A 措置完了	方針決定	令和7年	7月31日	所属長決定	措置完了	令和7年8月完了					
措置区分	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	<input type="checkbox"/> E 検討中											
	(2)	監査結果に対する  ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D)  □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>・ 資料として不要であると判断し、令和7年度中に廃棄する。</p>									
(3)	実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>・ 令和7年8月に廃棄した。</p>										

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	資産経営課
25	6	1	2	19	所属長（氏名）	青木 伸介	
					担当長（氏名）	溝呂木 千恵	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-0572

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産
	(5) 郷土資料館
(4) 監査結果 ■ 意見	・施設の利活用について（報告書 62 頁掲載）
	<p>旧郷土資料館は令和4年9月に閉館して以来2年以上経過しているが、旧郷土資料館はその一部を生涯活躍部文化財課（現美術・博物部 文化財課）が事務所として利用している他、令和6年度までは同年4月に開館した豊田市博物館の展示資料の保管庫としてのみ利用されている。当該地は、豊田市の中心部に近いという立地環境から、更なる有効活用が見込めるものと思われる。</p> <p>なお、現在、豊田市は旧郷土資料館の利活用について、民間事業者等とのサウンディング（対話）を行うことにより、旧郷土資料館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）の把握に務めているが、早急に利活用の方向性を決定することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書43頁 IV1、報告書54頁 V1-1（2）、報告書67頁 V1-1（7）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和5年 3月14日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用方針（利活用の可否）は既に決定しており、幅広い活用方法の検討を進めている。</li> <li>・現在は民間事業者等とのサウンディング（対話）から得られた知見を生かし、施設の特性や地域ニーズを踏まえた具体的な活用案を整理しており、令和7年度中に利活用の方向性（用途等）を決定する予定。</li> </ul>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
26	6	1	1	7	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (5) 郷土資料館
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・物品出納簿と現品の整合について（報告書 62 頁掲載）</p> <p>豊田市物品管理規則（以下物品管理規則という。）第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要があるものについてはこの限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。</p> <p>旧郷土資料館にある物品について、物品出納簿と現品を照合したところ、物品出納簿に記載されていた「レーザートランシット」は令和5年6月に既に廃棄されていたことが判明したため、令和6年10月付けで備品抹消手続きが取られた。</p> <p>物品出納簿に計上されている物品以外に、備品番号08-00311~08-00313の移動書架について、物品出納簿には3点しか計上されていなかったが、同様の移動書架で物品出納簿に計上されていない移動書架がそのほかに10点存在した。</p> <p>また、物品出納簿には計上されていない資料の展示ケースと思われる物品があった。担当者によると、これらは物品単独で購入されたものではなく、他の建物の工事等に合わせて取得され、取得価額は他の工事費に含まれているのではないかと推定されるとのことであった。</p> <p>これらの物品についても今後使用する予定があるのであれば物品出納簿に計上する等、適切に管理していくことが必要である。</p> <p>物品の管理において、物品出納簿と現品は実態に合わせて適正に管理し、それらは整合させておくべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書59頁 V1-1 (4)、報告書67頁 V1-1 (7)、報告書71頁 V1-1 (8)、報告書76頁 V1-1 (10)

**2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】**

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和6年12月16日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>物品出納簿に計上されていない移動書架及び建物工事等に合わせて取得した展示ケースは今後使用する予定がないため、廃棄することを令和6年12月16日に方針決定した。</p> <p>廃棄には予算と時間を要するため、令和7年度中に廃棄する。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物館	文化財課
27	6	1	1	8	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産
	(5) 郷土資料館
(4) 監査結果 ■ 指摘	・物品と資料の管理区分について（報告書 63 頁掲載）
	物品出納簿に計上されていた「和英語林集成」（書籍）は本来物品ではなく展示品である「資料」に分類されるべきということが判明した。さらに、郷土資料館で物品出納簿に計上されていた「日本塩業体系」は文化財課の物品ではなく博物館の物品であることが判明したため、令和6年10月付けで文化財課から博物館へ物品の管理換え手続きが取られた。 物品と資料はその重要性において大きな差があると考えられる。物品の管理部署も含め、物品や資料の管理は適正に実施されるべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書68頁 V1-1 (7)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年10月 3日 課長決定	措置完了 令和6年10月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	「資料」は物品出納簿から抹消し、博物館の物品は管理換えを実施することを令和6年10月3日に方針決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	物品出納簿において「和英語林集成」の抹消及び「日本塩業体系」の博物館への管理換えを令和6年10月3日に実施した。また、他にも「資料」や博物館の物品が残っていないことを物品出納簿で確認した。		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
28	6	1	1	9	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産
	(5) 郷土資料館
(4) 監査結果 ■ 指摘	・物品検査の方法について（報告書 63 頁掲載）
	<p>物品管理規則に従って、令和6年3月29日に文化財課で実施された物品検査の書類を閲覧したところ、上記の廃棄済みの「レーザートランシット」の欄にはチェックがつけられ、本来「資料」である「和英語林集成」や博物館の物品である「日本塩業体系」について何のコメントもされていなかった。この状況から判断すると、3月に実施された物品検査は適正に実施されたのか疑問が残る。</p> <p>年に一度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかどうかについても十分留意して実施されるべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書65頁 V1-1 (6)、報告書68頁 V1-1 (7)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定 令和6年12月16日 課長決定	措置完了 令和7年 3月完了
	□ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>物品の検査時には、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかについても十分留意して確認することを令和6年12月16日に方針決定した。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>物品の検査を令和7年3月21日に実施し、物品の計上区分が正しいか確認した。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
29	6	1	1	10	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	2714-2

### 1 監査結果

(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (6) 旧図書館文化財倉庫
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・物品に貼付された標識について（報告書 65 頁掲載）</p> <p>豊田市物品管理規則（以下物品管理規則という。）第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。</p> <p>また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。</p> <p>旧図書館文化財倉庫の物品について物品出納簿と現品の照合をしたところ、備品番号00-25675と00-25676の展示ケースについて、標識の備品番号が旧備品番号で記載された標識が貼付されており、現在の備品番号を記載した標識の貼付がなかった。現在の備品番号を付した標識を貼付する必要がある。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

### 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年12月16日	課長決定	措置完了 令和7年 3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>物品の検査時に、標識の備品番号が旧備品番号の場合は現在の備品番号を記載した標識を貼付することを令和6年12月16日に方針決定した。</p>			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>備品番号00-25675と00-25676の展示ケースに、現在の備品番号を記載した標識を令和7年3月21日に貼付した。</p>			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
30	6	1	1	11	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産
	(6) 旧図書館文化財倉庫
(4) 監査結果 ■ 指摘	・物品検査の方法について（報告書 65 頁掲載）
	年に1度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品に貼付される標識が正しく貼付されていることを確認し、正しく貼付されていない場合はその時点で正しい標識を貼付する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書63頁 V1-1 (5)、報告書68頁 V1-1 (7)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1)						
措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年12月16日	課長決定	措置完了	令和7年 3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> E 検討中					
(2)	監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	物品の検査時には、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品に貼付されている標識が正しいかについても十分留意して確認することを令和6年12月16日に方針決定した。				
(3)	実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	物品の検査を令和7年3月21日に実施し、物品に貼付されている標識が正しいか確認した。				

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	資産経営課
31	6	1	2	20	所属長（氏名）	青木 伸介	
					担当長（氏名）	溝呂木 千恵	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-0572

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産 (7) 豊田市近代の産業とくらし発見館
(4) 監査結果 ■ 意見	・施設の利活用について（報告書 67 頁掲載）
	<p>豊田市近代の産業とくらし発見館（以下くらし発見館という。）は令和5年3月に閉館して以来1年半が経過し、令和6年度までは同年4月に開館した豊田市博物館の展示資料の保管庫として利用されている。</p> <p>当該地は、豊田市駅周辺の立地環境であることから、国の登録有形文化財でもある建築物の歴史的価値を生かしながら、駅周辺の魅力向上、賑わい創出に資するような、更なる有効活用が見込められると思われる。</p> <p>現在、豊田市はくらし発見館の利活用について、民間事業者等とのサウンディング（対話）を行うことにより、くらし発見館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）の把握に務めているが、早急に利活用することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書43頁 IV1、報告書54頁 V1-1（2）、報告書62頁 V1-1（5）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和5年 3月14日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>・既存施設を生かした利活用方針（利活用の可否）は既に決定しており、幅広い活用方法の検討を進めている。</p> <p>・現在は民間事業者等とのサウンディング（対話）から得られた知見を生かし、施設の特性や地域ニーズを踏まえた具体的な活用案を整理しており、令和7年度中に活用の方向性（用途等）を決定する予定。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			



<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>建物工事等に合わせて取得した展示ケースは今後使用する予定がないため、廃棄することを令和6年12月16日に方針決定した。 廃棄には予算と時間を要するため、令和7年度中に廃棄する。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
33	6	1	1	13	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産 (7) 豊田市近代の産業とくらし発見館
(4) 監査結果 ■ 指 摘	<p>・物品と資料の管理区分について（報告書 68 頁掲載）</p> <p>くらし発見館で物品出納簿に計上されていた「手回しガラ紡機」は文化財課の物品ではなく博物館の物品であることが判明したため令和6年10月付けで文化財課から博物館へ物品の管理換え手続きが取られた。</p> <p>物品の管理は本来の管理部署で適正に実施されることが必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書63頁 V1-1 (5)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																															
(1) 措 置 区 分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="width: 15%;">方針決定</td> <td style="width: 15%;">令和6年10月 3日</td> <td style="width: 15%;">課長決定</td> <td style="width: 15%;">措置完了</td> <td style="width: 15%;">令和6年10月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和 年 月 予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td colspan="5" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年10月 3日	課長決定	措置完了	令和6年10月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input type="checkbox"/> E 検討中					
<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年10月 3日	課長決定	措置完了	令和6年10月完了																										
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定																										
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input type="checkbox"/> E 検討中																															
(2) 監査結果に対する  ■方針 (措置区分 A・B・C・D)  □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>博物館の物品は管理換えを実施することを令和6年10月3日に方針決定した。</p>																														
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>物品出納簿において「手回しガラ紡機」の博物館への管理換えを令和6年10月3日に実施した。また、他にも博物館の物品が残っていないことを物品出納簿で確認した。</p>																														

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	文化財課
34	6	1	1	14	所属長（氏名）	児玉 文彦	
					担当長（氏名）	太田 吉朗	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2714-2

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-1 行政財産 (7) 豊田市近代の産業とくらし発見館
(4) 監査結果 ■ 指摘	・物品検査の方法について（報告書 68 頁掲載） 物品管理規則に従って、令和6年3月29日に文化財課で実施された物品検査の書類を閲覧したところ、上記の過年度に廃棄されていた「電子複写機」の欄にはチェックがつけられ、本来博物館の物品である「手回しガラ紡機」について何のコメントもされていなかった。この状況から判断すると、3月に実施された物品チェックは適正に実施されたのか疑問が残る。 年に1度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかどうかについても十分留意して実施されるべきである。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定	令和6年12月16日	課長決定	措置完了	令和7年 3月完了
	□ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	物品の検査時には、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかについても十分留意して確認することを令和6年12月16日に方針決定した。					
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	物品の検査を令和7年3月21日に実施し、物品の計上区分が正しいか確認した。					

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		環境部	環境政策課
35	6	1	1	15	所属長（氏名）	塩谷 誠		
					担当長（氏名）	弘中 陽介		
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-3015	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (8) 豊田市自然観察の森
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について（報告書70頁掲載） 公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。</p> <p>両データより当施設に関する土地及び建物を抽出した結果、両者に差異が識別された。</p> <p>各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報もが現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書53頁 V1-1 (2)、報告書81頁 V1-1 (12)、報告書131頁 V1-2 (23)、報告書137頁 V1-2 (25)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																															
(1) 措置区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td style="width: 15%;">方針決定</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 15%;">長決定</td> <td style="width: 15%;">措置完了</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和7年 3月25日</td> <td>課長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和8年3月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>E 検討中</td> <td colspan="5" style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和7年 3月25日	課長決定	措置完了予定	令和8年3月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input type="checkbox"/> E 検討中					
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了																										
<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和7年 3月25日	課長決定	措置完了予定	令和8年3月予定																										
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input type="checkbox"/> E 検討中																															
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果に基づき、固定資産台帳の修正を実施する。																														
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>①土地 令和7年3月 固定資産台帳の修正を実施 令和7年8月 固定資産台帳に反映された面積に誤りがあったため、改めて修正を実施中</p> <p>②建物 令和7年8月 固定資産台帳のうち、トンボの湿地便所の削除を実施中</p>																														

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		環境部	環境政策課
36	6	1	1	16	所属長（氏名）	塩谷 誠		
					担当長（氏名）	弘中 陽介		
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-3015	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (8) 豊田市自然観察の森
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・物品出納簿と現物の相違について（報告書 71 頁掲載）</p> <p>施設往査において物品に対する現物調査を実施したところ、物品出納簿と現物との間に差異が識別された。</p> <p>物品出納簿の作成には実在性及び網羅性が求められ、それらが充足されることで有効な物品管理や会計への反映が正確なものとなる。そのため、物品管理規則では、同第27条に物品の検査、同第29条に備品等の現在高報告について規定され、物品出納簿の精度維持及び向上への取組が行われている。</p> <p>実際に、令和5年度において物品の検査は実施され、現在高報告書も作成されていたが、検査結果の一部が実態と不整合があったものである。そのため、検査の実施状況を再確認するとともに、精度を維持すべく、必要に応じて複数人で実施する等の改善が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書59頁 V1-1 (4)、報告書62頁 V1-1 (5)、報告書67頁 V1-1 (7)、報告書76頁 V1-1 (10)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了 <input type="checkbox"/> B 措置中 <input type="checkbox"/> C 措置予定 <input type="checkbox"/> D 不措置 <input type="checkbox"/> E 検討中	方針決定 令和7年 3月25日 課長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和7年7月完了 措置完了予定 令和 年 月予定
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果に基づき、建設工事で施設と一体で取得され、備品登録されていない物品を含めて点検を行い、標識誤りの修正と備品登録を実施する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	①標識の記載誤り 令和7年3月 市職員及び施設管理者で備品点検を実施し、標識を修正。点検は、必要に応じて複数名で実施するよう指定管理者へ指示 ②物品出納簿登録なし 令和7年3月 エアコン、大型テレビを含む合計16件の備品を出納簿に登録		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	福祉部	障がい福祉課
37	6	1	1	17	所属長（氏名）	福岡 進太	
					担当長（氏名）	近藤 昭仁	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2-3575

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (10) 障害者福祉会館
(4) 監査結果	<p>・物品出納簿に計上されていない物品の管理方法について（報告書 76 頁掲載）</p> <p>■ 指 摘</p> <p>豊田市物品管理規則（以下物品管理規則という。）第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。</p> <p>障害者福祉会館の物品について、物品出納簿に計上されている物品を現物と照合した結果、物品出納簿に計上されていた物品は現物と一致した。しかし、物品出納簿に計上されていない物品が散見されたことから、それらの物品について過去の物品検査資料により調査したところ、冷蔵庫、訓練用ベッド、歩行訓練用内外販足矯正器、姿勢矯正用鏡の4点について、過去に指定管理者から提出された物品出納簿に「廃棄」と記載されていたことから、障がい福祉課の担当者が物品出納簿から除却処理を実施したものであることが判明した。このうち冷蔵庫については「故障」の張り紙があり、現在使用できないものであった。これらの物品出納簿に計上されていない物品については、今後も廃棄せずに使用するのであれば物品出納帳に再計上すべきであり、使用しないのであれば実際に廃棄すべきである。</p> <p>また、これら以外に、物品出納簿に計上されていない、ロビーにある書架、机、ソファ等初期の備品については、建物の建設時に工事費と一緒に支払いが行われたため、物品登録がなされなかったものと推定されるとのことであった。</p> <p>障害者福祉会館の物品検査は指定管理者により実施されているが、物品出納簿に計上されていない物品について、本来物品出納簿に計上されるべき物品については、実際の物品の使用状況を勘案して必要なものは物品出納簿に計上し、物品管理を適正に実施すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書59頁 V1-1 (4)、報告書62頁 V1-1 (5)、報告書67頁 V1-1 (7)、報告書71頁 V1-1 (8)

## 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年12月20日 課長決定	措置完了 令和7年3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する	<p>監査結果に基づいて、現在の使用状況を確認し、適切に物品出納簿を加除することを決定した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>過年度に誤って台帳から削除されていた冷蔵庫は、再登録後、正しい廃棄年度（令和6年度）で抹消を行った。訓練用ベッド、姿勢矯正用鏡は使用しており、物品出納簿へ登録した。歩行訓練用内外販足矯正器については、令和6年度の出納簿で登録が確認でき現物と一致していたため、対応不要な状況であった。また、指摘にはなかった移動式歩行補助平行支持台について、使用されているにもかかわらず出納簿に未登録であったため、登録を行った。</p> <p>建物の建設時に工事費と一緒に支払いが行われたと推測されるロビーにある書架、机、ソファ等初期の備品については、使用中であるものの、購入年月日、メーカー・規格等が不明のため、物品出納簿への登録は困難であるが、使用状況等の実態を適宜把握し、適正な管理に努めていく。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	産業部	農政企画課
38	6	1	2	21	所属長（氏名）	疋田 一男	
					担当長（氏名）	田中 弘幸	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	0565-33-3421

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (11) 公設地方卸売市場
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・店舗の空きスペースの利用について（報告書 79 頁掲載）</p> <p>近年、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルや食の志向の多様化などによる消費動向の変化、産地における担い手の減少や高齢化、農産物直売所や通信販売（ネット販売）等の台頭による生産及び流通構造の変化により、公設地方卸売市場の取扱量は全国の卸売市場の傾向と同様に全体として減少傾向で、売買参加者や買出人の登録者数についても減少傾向にある。これらの状況から、卸売市場内の店舗スペースには空きがあり、令和6年9月30日現在、青果棟1階（青果仲卸店舗）が8区画中1区画、水産棟1階（水産仲卸及び関連店舗）が30区画中13区画、水産棟2階（関連店舗）が5区画中5区画空き店舗となっており、店舗スペースの内かなりの部分が空いている。これらの空き店舗のスペースは合計で1,004㎡あり、仮にすべての店舗が埋まれば、店舗の月額使用料は1,167千円増加することになる。</p> <p>これらの空きスペースについては、豊田市のホームページだけではなく、市場協会と協力して協会のホームページでも案内している。また、豊田商工会議所の会報誌に店舗募集を掲載したり、市場に出入りする事業者等への働きかけも行ったりしており、他の募集方法も模索する等、募集の努力はされているが、少しでも早く空きスペースを埋めることが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】				
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>現在、全面建替えによる市場の再整備に向けた検討を進めている最中であり、空き店舗への入居者を積極的に募集する状況にないと考えている。しかしながら、指摘いただいたとおり入居者の増加は必要だと認識しており、現在の取組を継続しつつ、費用対効果等を踏まえて他の手法も模索していく。</p> <p>空き店舗の利活用については、卸売市場の機能維持や衛生・物流面との調和</p>			

<p>■方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>を図りつつ、再整備後の新市場における入居対象の業種や使用条件について今後検討する。</p> <p>また、再整備で生まれる余剰地においては、市場のにぎわい創出や収益性向上を目指し、流通関連業種や地場産品の加工販売業者等の誘致を図るとともに、必要に応じて使用条件の緩和や施設機能の再構築（ゾーニングの見直し等）を行い、卸売市場の利活用の最大化を目指す。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
39	6	1	1	18	教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (12) 東部給食センター
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・公有財産台帳と固定資産台帳の相違について（報告書 81 頁掲載）</p> <p>公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。</p> <p>両データより当施設に関する土地を抽出した結果、両者に差異が識別された。</p> <p>公有財産台帳は合計21, 150.09㎡、固定資産台帳は合計21, 438.46㎡と288.37㎡の差異が生じている。内訳としては合計26筆のうち20筆は一致しているものの、その他の6筆については、公有財産台帳と固定資産台帳のどちらかに所在地の記載がないことを原因として差異が生じている。</p> <p>当該原因を調査したところ、東山町6丁目1089-4、1503-9の土地は、保健給食課から土木課へ所管換え、その後同一年度に土木管理課へ所管換えとなったものが、財政課にて固定資産台帳へ適切に反映されていなかったことが原因であった。</p> <p>また、東山町6丁目1089-3、1467-2、1468-2、1469-2の土地は、固定資産台帳上は土木管理課の用悪水路用地として計上されていることが分かった。これは、保健給食課から土木管理課への所管換え手続きが途中まで行われていたものの、公有財産台帳への反映まで完了していなかったこと、及び、公有財産台帳への反映が完了しないまま、財政課にて土木管理課の所管する土地として固定資産台帳に記載されていたことが原因であった。</p> <p>各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報もが現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書53頁 V1-1 (2)、報告書70頁 V1-1 (8)、報告書131頁 V1-2 (23)、報告書137頁 V1-2 (25)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年1月31日 副部長決定	措置完了予定 令和7年 8月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  ■方針 (措置区分 A・B・C・D)  □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>公有財産台帳及び固定資産台帳の状況を確認し、修正手続きを行うことを決定した。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>土木管理課と保健給食課の土地の管理状況や道路台帳を確認し、公有財産台帳の登録手続きを行った（令和7年2月28日措置完了）。</p> <p>固定資産台帳の修正については、公有財産台帳の情報が反映されるため、令和7年度の固定資産台帳は修正される。</p> <p>財政課から、固定資産台帳の確認の依頼があった際に、対象地番が異動していることを確認し、完了となる（令和7年8月末見込み）。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	契約課
40	6	1	2	22	所属長（氏名）	福岡 員祥	
					担当長（氏名）	小船 貴恵	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-1 行政財産 (12) 東部給食センター
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・ 備品出納簿への現物保管場所の反映について（報告書 82 頁掲載）</p> <p>物品管理規則第29条によると「物品管理者は、毎会計年度末現在における備品及び重要な物品の保管状況を調査し、その現在高報告書を作成し、翌年度の5月15日までに契約課長に提出しなければならない。」と規定されている。</p> <p>2階倉庫に保管されている備品について備品出納簿と現物を確認したところ、保管場所が2階倉庫になっていないものが電動缶切機を始め4点発見された。</p> <p>電動缶切機は、仕入食材の変更により当面の利用予定がなくなったため移動させ、また移動受台は予備品として1階調理スペースの通路に仮置きしていたものを2階倉庫へ移動したものであるとのことであった。</p> <p>備品の棚卸は、毎年夏休み期間中に行われており、棚卸時に実際の保管場所へ変更されているとのことであるが、今回のように棚卸後に移動した備品は、翌年の棚卸まで保管場所が異なった状態となってしまう。</p> <p>備品管理はシステムにより行われており、現在高報告書と備品出納簿は同じシステムから条件設定を変えることで作成される。</p> <p>期末に作成される現在高報告書には、数量は記載されるが保管場所は記載されていないこともあり、物品管理規則上、保管場所の移動に関する取扱いの定めはない。</p> <p>期末の備品保管状況を適切に把握する上で、備品出納簿に記載の備品は、実際の保管場所と一致していることが望まれるが、物品管理規則に保管場所の移動に関する定めがないことから、今回のように棚卸後に保管場所を移動した場合の取扱いが不明瞭な状況となっている。</p> <p>このため、備品を移動した際に、適時に備品出納簿へも反映できる体制を構築できるよう、物品管理規則に記載のない事項については、所管課である契約課において、物品に関する取扱いガイドを作成することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

**2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】**

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>監査結果に基づき、物品管理に関する手引きの作成を検討し、備品を移動した際の対応など、物品管理規則に記載がない事項においても、各課で適正な物品管理事務ができる体制を構築する。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	足助支所
41	6	1	2	23	所属長（氏名）	花木 一也	
					担当長（氏名）	加藤 泰平	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0601

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (2) 日東醸造貸付地（旧大多賀小学校）
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・建物の管理責任について（報告書 87 頁掲載）</p> <p>旧校舎の利用について、契約上、当施設の維持管理、改良その他の行為をするための経費はすべて借主負担（「普通財産（土地・建物）賃貸借契約書」第9条）と明記されていることから、建物に関する適切な維持管理が行われているものと推測される。</p> <p>ただし、建物に係る市の貸付対象は1階部分のみ（同第1条）であり、2階は対象外となっていることから、当該範囲の管理責任は市に帰属するものと考えられる。しかし、市は賃貸借契約を締結以降、施設への定期的な立ち入りを実施していないため、現状において2階がどのような状況となっているのか把握できていないとの回答を得た。</p> <p>当賃貸借契約では、契約終了時において借主による更地により返還（同第13条）とされているが、賃貸借契約期間中の現在において2階に関する管理責任は市であることを鑑みれば、定期的な校舎に関する現況把握の実施及び校舎2階部分の維持管理について、貸付先との早期協議が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td>方針決定 令和7年 7月18日 支所長決定</td> <td>措置完了 令和7年 7月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td>措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和7年 7月18日 支所長決定	措置完了 令和7年 7月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和7年 7月18日 支所長決定	措置完了 令和7年 7月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2)	<p>校舎2階部分の管理責任を果たすために、貸付先との協議の下、市による定期的な現況把握及び維持管理を実施することとした。</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>															

(3)

実施した措置の内容

(措置区分 A・B)

令和7年7月 方針決定、貸付先と協議

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	足助支所
42	6	1	2	24	所属長（氏名）	花木 一也	
					担当長（氏名）	加藤 泰平	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0601

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (3) 旧教職員足助住宅
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・賃貸料を上回る維持管理費の発生について（報告書 89 頁掲載）</p> <p>令和5年度における収入は、豊田森林組合に対する土地建物賃貸料の487千円に対して、支出は土地賃借料66千円その他、維持管理費75千円、修繕費938千円等となっており、現状では支出が収入を上回る状況となっている。</p> <p>これは、建物の老朽化により雨漏りや漏水などの修繕費用が多額に発生していることが主な要因である。</p> <p>そのため、建物に係る管理者責任を充足するための維持管理により不採算となる現状を踏まえると、見合うだけの賃貸料の値上げや建物の維持管理を借主負担とした契約内容の見直しの検討、若しくは契約自体の継続の可否を検討することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書42頁 IV1、報告書94頁 V1-2 (6)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1) 措置区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td>方針決定 令和6年 7月 5日 部長決定</td> <td>措置完了 令和7年 4月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td>措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年 7月 5日 部長決定	措置完了 令和7年 4月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年 7月 5日 部長決定	措置完了 令和7年 4月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>建物の老朽化に伴い、多額の維持管理費が発生しており、賃料との比較において不採算であることから、契約期間満了をもって賃貸借契約の更新を行わないこととした。</p>															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>令和6年 7月 方針決定</p> <p>令和6年 8月 豊田森林組合へ説明</p> <p>令和6年12月 合意書の締結</p> <p>令和7年 3月 賃貸借契約満了</p> <p>令和7年 4月 建物の明渡し完了</p>															

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	小原支所
43-1	6	1	1	19-1	所属長（氏名）	中野 雅之	
					担当長（氏名）	古山 武嗣	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	65-200153

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (5) 旧小原保健センター
(4) 監査結果 ■ 指 摘	<p>・ 公有財産台帳における同一資産の二重計上について（報告書 92 頁掲載）</p> <p>現地調査の選定にあたり、公有財産台帳より旧小原保健センター（施設番号：4774）を抽出したところ、現時点において同施設名での活用はなく、豊田市歌舞伎伝承館（施設番号：6056）として活用されているが、公有財産台帳上は同一施設が二重に計上されていることが判明した。</p> <p>当該施設自体は小原交流館（施設番号：3293）内部にあり、過去において所管部署が異なっていたため別登録されていたものであったが、豊田市歌舞伎伝承館の開館の際に、引受部署で計上したにも関わらず、引渡部署では資産データが削除されていなかったことが原因である。</p> <p>このような公有財産に係る所管換えが行われる場合には、「公有財産所属換伺書（豊田市公有財産管理規則第15条、様式第2号）」が作成され、当該施設の引受課及び引渡課により引き継いだ旨の確認が行われる。ただし、今回の事案では、引受課により公有財産台帳への登録がされたにもかかわらず、引渡課においてその登録が削除されていなかったことは、現状、規定されている手続きの運用では、公有財産台帳への反映漏れが防止できていない可能性も否定できない。そのため、所管換えも含めた公有財産管理に関する手続について、公有財産台帳への網羅的な反映が確保されるよう、事務処理手続及びその運用の再検証が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和7年8月1日 】			
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年 9月 4日所属長決定	措 置 完 了 令和6年9月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する	<p>小原交流館内（保健センター）に歌舞伎伝承館が開館した際、保健センターを削除すべきであったが、施設台帳の異動（削除）がされていなかったため、建物異動報告書を作成する。</p>		

<p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健センターを削除</li><li>・保健センターに付随する調理室を交流館面積に加算</li></ul>

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
43-2	6	1	1	19-2	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(5) 旧小原保健センター
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・公有財産台帳における同一資産の二重計上について（報告書 93 頁掲載）</p> <p>現地調査の選定にあたり、公有財産台帳より旧小原保健センター（施設番号：4774）を抽出したところ、現時点において同施設名での活用はなく、豊田市歌舞伎伝承館（施設番号：6056）として活用されているが、公有財産台帳上は同一施設が二重に計上されていることが判明した。</p> <p>当該施設自体は小原交流館（施設番号：3293）内部にあり、過去において所管部署が異なっていたため別登録されていたものであったが、豊田市歌舞伎伝承館の開館の際に、引受部署で計上したにも関わらず、引渡部署では資産データが削除されていなかったことが原因である。</p> <p>このような公有財産に係る所管換えが行われる場合には、「公有財産所属換伺書（豊田市公有財産管理規則第15条、様式第3号）」が作成され、当該施設の引受課及び引渡課により引き継いだ旨の確認が行われる。ただし、今回の事案では、引受課により公有財産台帳への登録がされたにもかかわらず、引渡課においてその登録が削除されていなかったことは、現状、規定されている手続きの運用では、公有財産台帳への反映漏れが防止できていない可能性も否定できない。そのため、所管換も含めた公有財産管理に関する手続について、公有財産台帳への網羅的な反映が確保されるよう、事務処理手続及びその運用の再検証が望まれる。</p>
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】									
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和6年10月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定		
	<input type="checkbox"/> E 検討中								

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>二重計上については、判明後速やかに所管課による修正作業が完了している。</p> <p>なお、平成29年度以降、公有財産の異動に関する手続きはすべて財産管理システム上で行う運用となっており、登録・削除を含む一連の処理がシステム上で完結することで、同一財産の二重計上等の情報不整合は発生しない仕組みとなっているため、事務手順の再検証は行わない。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	<p>令和6年10月に所管課による台帳修正作業を行い、台帳修正が完了した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	産業部	農政企画課
44	6	1	2	25	所属長（氏名）	疋田 一男	
					担当長（氏名）	鵜生 浩輔	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2-4056

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(6) 旧畜産センター
(4) 監査結果 ■ 意見	・土地等の賃貸料について（報告書 94 頁掲載）
	<p>旧畜産センターの一部の農地（57,852㎡）及び一部の建物（561㎡）については、公益財団法人及び個人2人に賃貸され利用されている。豊田市はそれらの農地（建物を含む）の賃貸料として令和5年度は公益財団法人から381千円、個人からそれぞれ19千円、21千円を受け取っている。（賃貸料の金額は令和3年度より同額）また、旧畜産センターの一部の土地（非農地35,980㎡）及び管理棟の管理のため、同公益財団法人と土地の管理委託業務契約を締結し令和5年度は2,251千円を支払い、非耕作農地の草刈、農場内の巡視、管理棟の維持管理の業務を委託している。</p> <p>この金額を見ると、豊田市が公益財団法人に支払っている土地の管理費に比較し、公益財団法人や個人から受け取っている賃貸料があまりにも少額である。</p> <p>当該土地は普通財産であり、公有財産管理規則第27条第2項によれば、普通財産である土地の賃貸料は、土地の課税標準額に100分の4を乗じた額となっているが、同項のただし書きで、市長が近傍と比較して著しく不均等と認めた場合には、一般競争入札等、他の方法によることも認められている。</p> <p>土地の場所を勘案すると高額な賃貸料を受け取ることは不可能と思われるが、土地の賃貸料の見直しを実施し、少しでも値上げできないか検討することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書42頁 IV1、報告書89頁 V1-2 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】				
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する	<p>監査結果のとおり、当該施設の立地等を勘案すると、高額な賃借料を受け取ることは難しい状況である。</p> <p>農地の活用を継続しつつ、人件費の高騰など社会情勢の変化や各種規則等を</p>			

<p><input type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>踏まえて、適切な賃料を検討する。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		教育部	保健給食課
45	6	1	2	26	所属長（氏名）	加藤 世明		
					担当長（氏名）	近藤 裕介		
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	2-7532	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(7) 旧北部給食センター
(4) 監査結果 ■ 意見	・土地の除草について（報告書 96 頁掲載）
	市街化調整区域にあり、当該土地の周囲一帯を民家に囲まれている状況ではないものの、一部の境界は民家と接している。当該民家との境界に雑草が生い茂っている状況が見られた。すでに解体工事が決まってはいるものの、雑草が市有地を越えて民家の敷地に入ることにならないよう定期的に除草することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書42頁 IV1、報告書107頁 V1-2（13）、報告書132頁 V1-2（23）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和6年 9月19日 課長決定	措置完了予定 令和8年3月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する 方針 (措置区分 A・B・C・D)	定期的に現地確認を行い、必要があれば除草対応する。 工事完了（令和7年8月末）後、令和7年度中に財産管理課に所管換えを行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和7年8月末まで旧北部給食センターの解体工事中※のため、施工者により除草対応が取られている。工事完了後から所管換えまでの間、定期的に現地確認を行い、必要があれば除草対応する。		
※豊田市旧北部給食センター解体工事【建築整備課発注】 契約日：令和6年9月19日			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
46	6	1	1	20	所属長（氏名）		安倍 大介	
					担当長（氏名）		伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）		■内線 □外線	3-1134-

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (8) 旧高岡出張所
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について（報告書 97 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地は、平成25年10月から貸付されており、以後、毎年3月31日までの1年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】				
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日	課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
47	6	1	1	21	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(9) 前山町1丁目貸付地
(4) 監査結果 ■ 指摘	・固定資産台帳の土地の取得価額について（報告書 100 頁掲載） 公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。 当該貸付地は、前山小学校の敷地からは区分して普通財産として管理されているが、固定資産台帳の土地の取得価額が1,574,152千円と現況地積109.00㎡に比べて非常に高額なものとなっている。 当該要因について確認したところ、前山小学校（施設番号：82、現況面積：29,597.88㎡、取得金額：1,574,152千円）でも同額が固定資産台帳に計上されていることが判明した。これは、貸付地部分を普通財産として別管理する際に取得金額の按分を行わずに、誤って同額を取得金額として固定資産台帳に登録してしまったためと考えられる。 固定資産台帳上、貸付地部分につき、面積等で按分を行い、取得金額の修正が必要である。また、各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>指摘に従い、公有財産台帳における取得価額の修正を行うこととした。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
48	6	1	1	22	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論) 1-2 普通財産 (9) 前山町1丁目貸付地
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地建物の賃貸情報の管理方法について (報告書 100 頁掲載)</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳 (様式第13号。以下「台帳」という。) を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地は、有償にて貸付けされており、3年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容 (貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等) を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
49	6	1	1	23	所属長（氏名）		安倍 大介	
					担当長（氏名）		伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）		■内線 □外線	3-1134

### 1 監査結果

(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(10) 旧教職員平和住宅
(4) 監査結果 ■ 指摘	・建物の除却漏れについて（報告書 102 頁掲載）
	<p>公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該地にあった建物（教職員住宅A棟、教職員住宅B棟、自転車置場 取得金額合計：85,325千円）は、過年度に全て解体され更地になっているにもかかわらず公有財産台帳及び固定資産台帳ともに建物として計上されたままであった。</p> <p>公有財産管理規則に基づき、建物が解体された際には、直ちに台帳にも反映すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

### 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 7月31日	課長決定	措置完了予定 令和7年10月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に従い、速やかに公有財産台帳及び固定資産台帳から当該建物情報を除却する方針とした。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和7年8月に公有財産台帳からの削除処理を完了した。固定資産台帳については、次回照会時である令和7年10月に削除を行う予定である。			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
50	6	1	1	24	総務部	財産管理課
					安倍 大介	
					伊藤 貴俊	
					■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産 (12) 旧豊田広域幹線道路出張所
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について（報告書 105 頁掲載）</p> <p>土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、不整合が生じている。                      登記簿面積は、旧豊田広域幹線道路出張所とみずほこども園で分筆されていないため、公有財産台帳の合計と比較している。                      該当土地の登記簿面積は3,069㎡であるが、公有財産台帳の面積は、旧豊田広域幹線道路出張所2,790.76㎡とみずほこども園230㎡との合計3,020.76㎡と48.24㎡の差異が生じている。                      これは、みずほこども園用地となっている部分230㎡について、過去の測量結果が279.19㎡であったことから、公有財産台帳への登録時の記載誤りと考えられ、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書107頁 V1-2 (13)、報告書124頁 V1-2 (20)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】													
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月	完了	
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定	
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和7年	7月	31日		課長決定						
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定						
	<input type="checkbox"/> E 検討中												
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に従い、速やかに公有財産台帳の面積情報を修正する方針とし、所管課である保育課へ依頼することとした。												
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)													

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
51	6	1	1	25	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (12) 旧豊田広域幹線道路出張所
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について（報告書 105 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地・建物は、愛知県へ貸付されており、1年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
52	6	1	1	26	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(13) 旧豊田市福祉センター
(4) 監査結果 ■ 指摘	・登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について（報告書 107 頁掲載） 土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、不整合が生じている。 挙母町2丁目40-2の登記簿面積は1,871.41㎡であるが、固定資産台帳の面積は1,905.64㎡と差額34.23㎡の不整合が生じている。 土地の面積であることから、本来は登記簿と公有財産台帳の面積は一致すべきものである。このため、当該差額につき原因を調査し適切な面積へと修正を要する。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和7年1月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	□方針 (措置区分 A・B・C・D)	—	
	□方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	「豊田市包括外部監査結果報告書」をうけて、令和7年1月時点で公有財産台帳の面積を登記簿面積に修正した。		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
53	6	1	1	27	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(13) 旧豊田市福祉センター
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の雑草の除草について（報告書 107 頁掲載）</p> <p>該当土地の雑草の除草は、ごみ集積場として利用している自治区の方のボランティアに依存し、財産管理課にて定期的なメンテナンスは行われておらず、現地調査時の現況は、雑草が生い茂っている状況であった。</p> <p>市有地であることから、今後は、毎月のごみ集積場としての貸出時に雑草の除草状況を確認するなどの対応が必要である。また、隣地の豊田市視聴覚ライブラリー入口付近には、毒性のある植物であるシロバナチョウセンアサガオが生えていた。当該植物は、道路沿いにあり、市有地に出入りできないよう封鎖もされていない箇所に生えており、近隣の市民やペットが誤って触れてしまう危険性もある。所管課である文化振興課にて適切にメンテナンス状況が確認されていれば、このような毒性のある植物も早期に発見・伐採できていたと考えられる。</p> <p>このため、次年度に他の部課へ所管換えが行われる予定であったとしても、それまでの期間は、所管課にて土地の雑草の除草状況を定期的に確認することが必要である。</p> <p>なお、現地調査後、財産管理課から文化振興課へ状況が共有され、すぐに当該植物は伐採されたとのことである。</p>
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】											
(1)	措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和6年9月完了	
		□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定	
		□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定			
		□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定			
		□E 検討中									
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分A・B・C・D)		—									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		<p>監査における現地確認で判明した後、速やかに自治区と協議し除草を実施した。</p>									

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
54	6	1	1	28	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(14) 旧あゆみ保育園
(4) 監査結果  ■ 指摘	・ 賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について（報告書 110 頁掲載）
	土地面積につき、賃貸契約書と公有財産台帳の面積に、不整合が生じている。 喜多町6丁目3-4は賃貸契約書と登記簿と面積が一致していることを確認している。 賃貸契約書は合計1,525.79㎡、公有財産台帳は合計426.27㎡と1,099.52㎡の差異が生じている。これは、過去に施設の貸出先ごとに面積按分して分割管理していたが、その後同一施設をまとめて管理することとなった際に公有財産台帳の面積の修正を失念していたためとのことである。 このため、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。
(5) 同趣旨の結果	報告書112頁 V1-2 (15)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  ■方針 (措置区分 A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	指摘に従い、公有財産台帳における面積の修正を行うこととした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
55	6	1	1	29	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論) 1-2 普通財産 (14) 旧あゆみ保育園
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について (報告書 110 頁掲載)</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳 (様式第13号。以下「台帳」という。) を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地建物は、国土交通省中部地方整備局、愛知県住宅供給公社及び豊田公証役場へ貸付されており、1年契約にて契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳及び建物台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容 (貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等) を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】				
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日	課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中			
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
56	6	1	1	30	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論)
	1-2 普通財産
	(15) 清原小跡地
(4) 監査結果	<p>・ 賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について (報告書 112 頁掲載)</p> <p>■ 指摘</p> <p>土地面積につき、賃貸契約書と公有財産台帳の面積に、不整合が生じている。</p> <p>松名町太田341番1及び2は公有財産台帳と登記簿の面積が一致していることを確認した。</p> <p>賃貸契約書は合計5,350.03㎡、公有財産台帳は合計5,699.87㎡と349.84㎡の差異が生じている。これは、賃貸契約書は、契約当時に合併前の旧小原村で測量された実測面積で契約しているものの、旧小原村で公有財産台帳の面積を実測面積へ修正することが漏れていたため、当該修正前の面積のまま合併後も引き継がれてしまっていたとのことである。</p> <p>このため、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。</p>
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する	<p>■ 方針</p> <p>(措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□ 方針の検討状況</p> <p>(措置区分 E)</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>賃貸借契約における契約面積は、平成10年に小原村が行った測量に基づくものである。当該契約では、松名町太田341番1及び2を含む計19筆を貸付範囲としており、その貸付範囲全体を画地として測量した資料のみが現存している。公有財産台帳では、1筆ごとに財産として登録しているため、筆ごとの実測面積が判明すれば修正できるが、筆ごとに測量した資料が確認できないことから、現存資料では修正が不可能である。また、現時点で高額なコストをかけての再測量は予定していないことから、不措置とする。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
57	6	1	1	31	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (15) 清原小跡地
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について（報告書 113 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地は、民間へ貸付されており、3年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2（8）、報告書100頁 V1-2（9）、報告書105頁 V1-2（12）、報告書110頁 V1-2（14）、報告書120頁 V1-2（18）、報告書122頁 V1-2（19）、報告書125頁 V1-2（20）、報告書127頁 V1-2（21）、報告書129頁 V1-2（22）、報告書134頁 V1-2（24）、報告書183頁 V2（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針（措置区分 A・B・C・D）	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>															
(3) 実施した措置の内容（措置区分 A・B）																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
58	6	1	1	32	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(16) 旧藤岡中部老人憩の家
(4) 監査結果 ■ 指摘	・敷地の無断駐車について（報告書 115 頁掲載）
	<p>主要道路沿いの市有地は、隣地と境界が入り組んでいるものの柵やロープ等で境界を隔てるものがなく、駐車禁止等の看板も設置されていない。こうしたこともあり、主要道路沿いの市有地に車両が無断駐車されていた。</p> <p>敷地の無断使用が生じることのないよう、境界を柵やロープ等で物理的に隔てることや、駐車禁止等の看板を設置する等して注意喚起するなどの対策が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>柵やロープ設置は過去に検討したが、多くの普通財産を抱えている現状で、維持管理が困難であるため行っていない。</p> <p>今後、車両を駐車していると想定される人物に対して、当該土地が市有地であることを伝え注意することとした。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
59	6	1	1	33	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産 (16) 旧藤岡中部老人憩の家
(4) 監査結果 ■ 指摘	・敷地の所有者不明のコンテナについて（報告書 115 頁掲載） 主要道路から更地となった場所は階段でつながっているが、途中の隣地との境界近くの市有地に所有者不明のコンテナが置かれていた。 コンテナが市有地に無断で置かれていることだけでなく、コンテナ内の状況が不明なために危険物等が入っていた場合、近隣に危害を及ぼす可能性がある。そのため、早期に当該コンテナを撤去する等の対応を行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td>措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>B 措置中</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td>措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td>方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>E 検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中																
(2)	コンテナ設置場所が市有地か否かについて、境界資料等で確認を行い、市有地内であれば、必要に応じて対応することとする。															
(3)	実施した措置の内容 （措置区分 A・B）															

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
60	6	1	2	27	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(17) 旧教職員藤岡住宅
(4) 監査結果 ■ 意見	・建物の解体について（報告書 118 頁掲載）
	教職員住宅としての利用休止後、未利用のまま10年近く経過している。建物入り口自体は封鎖されているものの、フェンスが壊れている個所もあり、建物への侵入が可能な状態にある。また取得後40年超経過しており、老朽化も進んでいることから、今後の利用見込がたたないのであれば、早期に解体撤去することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	現在は、危険度やその後の利活用見込みによって優先度を決めて建物解体を建築部局に依頼している。 今後、優先度が低い建物の解体方針についても検討していく予定である。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
61	6	1	2	28	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(17) 旧教職員藤岡住宅
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 駐車場への進入路について（報告書 118 頁掲載） 駐車場への進入路が封鎖されておらず出入りできる状態となっている。 これは、藤岡福祉センターふじのさと訪問時等の公用車の臨時駐車場としての利用や、藤岡飯野町辻戸山林への進入路として利用しているためとのことであつた。しかし、フェンスが壊れた個所もあることや無断利用されないようにするため、進入禁止等のロープを設けるなどの対策を行うことが望ましい。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input checked="" type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	措置完了予定 令和7年 8月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	元々設置されていた杭及びロープが経年劣化で破損し滅失しているため、新しく設置することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	ロープ杭及びロープを設置予定		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
62	6	1	1	34	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(18) さなげ台集会場用地
(4) 監査結果 ■ 指摘	・土地の賃貸情報の管理方法について（報告書 120 頁掲載） 公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。 当該土地は、自治区へ無償で貸付されており、5年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。 土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
63	6	1	1	35	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (19) 大清水町原山宅地
(4) 監査結果 ■ 指摘	・土地の賃貸情報の管理方法について（報告書 122 頁掲載） 公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。 当該土地の一部は、貸付されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。 土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
64	6	1	1	36	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (20) 裁判所跡地
(4) 監査結果 ■ 指摘	・登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について（報告書 124 頁掲載） 土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、差異が生じている。 登記簿の面積が2,403.35㎡であるのに対して、公有財産台帳の面積は4,361.84㎡と1,976.49㎡の差異が生じており、割合にして約45%もの差異が生じている。 当該差額につき原因を調査し適切な面積へと修正を要する。
(5) 同趣旨の結果	報告書105頁 V1-2 (12)、報告書107頁 V1-2 (13)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月 完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月 予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/>E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する  <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	面積の差異が生じている原因を調査している。今後、必要に応じて公有財産台帳の修正を行う。															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
65	6	1	1	37	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論) 1-2 普通財産 (20) 裁判所跡地
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について (報告書 125 頁掲載)</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳 (様式第13号。以下「台帳」という。) を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地は、無償で貸付されており、5年契約にて契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容 (貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等) を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/>A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/>C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
66	6	1	1	38	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論) 1-2 普通財産 (21) 下山地区県営農地開発事業残地
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について (報告書 127 頁掲載)</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳 (様式第13号。以下「台帳」という。) を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地の一部は、民間へ貸付されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」 (貸付期間、貸付面積、貸付先名称、貸付先住所等) の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書134頁 V1-2 (24)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
67	6	1	2	29	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (21) 下山地区県営農地開発事業残地
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・公有財産台帳の土地の地目区分について（報告書 127 頁掲載）</p> <p>当該土地の公有財産台帳の土地の地目区分について、かつては農地として整備していたこともあり、台帳上の地目区分が畑のままとなっているところが多くみられるが、現状は草木が生い茂り、足を踏み入れることが困難な状況となっており、実態は山林となっている。</p> <p>当該状況に対して、平成22年度の包括外部監査において、「実態はもはや山林であり、実態と台帳が整合していません。台帳上、畑から山林への区分の変更をすることが望ましいと考えられます」との意見が記載されている。また、平成22年度の包括外部監査に対する措置等の状況において、当該意見に対して「平成26年度中に農地転用に向けて関係課と調整を図る」旨記載されているが、平成26年から約10年経過するものの、農地転用は進んでいない状況にある。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、農地転用が難しいのであれば、台帳上も畑から山林へと地目区分の変更をすることが望ましい。</p>
(5) 同趣旨の結果	-

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2)	<p>監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p> <p>登記上は農地転用がなされていないため畑が多数だが、本財産の土地は概ね現況地目を山林として登録されており、施設分類も雑種地であるため、施設所管課としては整合が取れていないとは考えていない。</p> <p>また、登記簿上の地目の多くが畑であることを指摘されたことについては、登記地目を変えるには地目変更登記を申請しての農地転用が必要であり、活用見込みのない100筆を超える土地について申請を行うことは、時間的・費用的な効果が見込めないことから行わない方針とした。</p>															



<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>交通安全防犯課へ確認した結果、今後も引き続き使用する意向があることから、所属換えに向けた調整を進めていく予定である。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	



<p>(2) 監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>意見のとおり、使用承認は本来「使用期間が一時的又は臨時である」ことが前提となっている。</p> <p>今後も同手続による長期的な使用は想定していないことから、全庁的な台帳整備は行わず、施設所管課ごとに管理することとした。</p> <p>なお、たとえ長期利用であったとしても、市による行政利用であれば、賃借台帳への記載は不要と考える。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
70	6	1	1	40	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (23) 美和住宅余剰地
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・公有財産台帳と固定資産台帳との相違について（報告書 131 頁掲載）</p> <p>    公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。</p> <p>    両データより当施設に関する土地を抽出した結果、両者に差異が識別された。</p> <p>    当該土地は、平成29年5月から普通財産として総務部財産管理課で管理されているが、固定資産台帳への反映が漏れていたものと考えられる。</p> <p>    各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書53頁 V1-1 (2)、報告書70頁 V1-1 (8)、報告書81頁 V1-1 (12)、報告書137頁 V1-2 (25)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和7年 7月31日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定														
<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>公有財産台帳上の数値が正しいことが確認されたため、次回の固定資産台帳に係る照会で、公有財産台帳の数値に修正する方針とした。</p>															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
71	6	1	2	31	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-2 普通財産 (23) 美和住宅余剰地
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・土地の雑草の除草について（報告書 132 頁掲載）</p> <p>当該土地の道路をはさんだ向かいは住宅地となっている。 敷地内には雑草が生い茂り、道路沿いにネットが張られているもののネットからはみ出るほどの状況となっていた。</p> <p>このような状況では、敷地内への不法投棄が行われた場合にその発見が遅れ、さらに不法投棄が危険物であった場合は管理責任が問われることにもつながる。また、道路をはさんだ向かいが住宅地となっていることから、特に乾燥する時期に草木や雑草が燃えた場合、その周辺に甚大な被害を与えることも懸念される。</p> <p>このため、当該土地のように住宅地に面した場所は除草の頻度を増やすなど、その土地の危険性を考慮した管理が望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書42頁 IV1、報告書96頁 V1-2 (7)、報告書107頁 V1-2 (13)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】				
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和6年10月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中			
(2)	監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 （措置区分 A・B・C・D） <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 （措置区分 E）			
(3) 実施した措置の内容（措置区分 A・B）	毎年2回の草刈を実施しており、令和6年度2回目（10月実施）の草刈で対応完了している。			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
72	6	1	1	41	所属長 (氏名)	安倍 大介		
					担当長 (氏名)	伊藤 貴俊		
					連絡先 (電話)	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見 (各論) 1-2 普通財産 (24) 明和保育園跡地
(4) 監査結果 ■ 指 摘	<p>・土地の賃貸情報の管理方法について (報告書 134 頁掲載)</p> <p>公有財産管理規則第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳 (様式第13号。以下「台帳」という。) を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。</p> <p>当該土地は、自治区へ貸付されており、5年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。</p> <p>土地台帳には「貸付等」の情報 (貸付期間、貸付面積、貸付先名称、貸付先住所等) を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容を記載すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書97頁 V1-2 (8)、報告書100頁 V1-2 (9)、報告書105頁 V1-2 (12)、報告書110頁 V1-2 (14)、報告書113頁 V1-2 (15)、報告書120頁 V1-2 (18)、報告書122頁 V1-2 (19)、報告書125頁 V1-2 (20)、報告書127頁 V1-2 (21)、報告書129頁 V1-2 (22)、報告書183頁 V2 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
73	6	1	1	42	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産 (25) 旧東中大見分校跡地
(4) 監査結果	<p>・ 公有財産台帳と固定資産台帳の土地面積の相違について（報告書 137 頁掲載）</p> <p>■ 指 摘</p> <p>公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第40条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。</p> <p>両データより当施設に関する土地を抽出した結果、両者に差異が識別された。</p> <p>東大見町西貝戸20番11の土地については、登記簿との一致を確認した。公有財産台帳は計7,062.48㎡、固定資産台帳は計6,946.48㎡と98.00㎡の差異が生じており、当該差異の原因となっている東大見町西貝戸20番4の土地について、固定資産台帳への計上が漏れていた。</p> <p>各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書53頁 V1-1(2)、報告書70頁 V1-1(8)、報告書81頁 V1-1(12)、報告書131頁 V1-2(23)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月 完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>公有財産台帳上の数値が正しいことが確認されたため、次回の固定資産台帳に係る照会で、公有財産台帳の数値に修正する方針とした。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
74	6	1	1	43	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(25) 旧東中大見分校跡地
(4) 監査結果  ■ 指摘	・ 公有財産台帳及び固定資産台帳における同一資産の二重計上について（報告書 137 頁掲載）
	東大見町西貝戸2番1の土地6,721.00㎡が、公有財産台帳と固定資産台帳ともに、旧大見小学校跡地（施設番号：2754）においても計上されており、同一資産が二重に計上されていることが判明した。 旧大見小学校跡地として計上されている分については、公有財産台帳及び固定資産台帳ともに削除すべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月 完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 7月31日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  ■方針 (措置区分 A・B・C・D)  □方針の検討状況 (措置区分 E)	足助支所と調整し、台帳を修正する方針とした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		総務部	財産管理課
75	6	1	2	32	所属長（氏名）	安倍 大介		
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊		
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-2 普通財産
	(26) 南山
(4) 監査結果 ■ 意見	・保安林の財産区分について（報告書 138 頁掲載）
	保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。 当該土地の保安林も公益目的を達成するために今後も所有するものであると考えられることから、普通財産ではなく、行政財産とすることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>普通財産の山林においては、取得後に一部が保安林指定されたために、同一財産内に保安林と普通林が混在している場合が多い。</p> <p>今後、法律専門家による法的な見解をもらいながら、森林部局と森林の管理方法について検討を行う予定である。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	契約課
76	6	1	2	33	所属長（氏名）	福岡 員祥	
					担当長（氏名）	鶴田 智之	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	3-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-3 インフラ財産 (1) 亀首地区農道
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・変更契約締結決定書の訂正について（報告書 140 頁掲載）</p> <p>農道舗装工事に関する市作成の変更契約締結決定書を確認したところ、変更契約締結日が取消線で修正されていた。変更契約は決定書に記載されている取消前の日付ではなく、手書き修正し記入した日付で締結されている。変更契約締結決定書は、変更契約締結を決定する重要な書類であり、変更契約日は契約における重要な事項であることを踏まえると、修正を行う場合は、修正の理由と修正を行った者が分かるように証跡を残すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】					
(1)	措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了 <input type="checkbox"/> B 措置中 <input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定 <input type="checkbox"/> D 不措置 <input type="checkbox"/> E 検討中	方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和7年_8月_1日 課長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了 措置完了予定 令和 年 月予定	
(2)	監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	契約締結決定書の重要事項の修正方法を見直しし、今後は、取消線のほか、修正の理由を付記して修正を行った者が押印することとする。			
(3)	実施した措置の内容 (措置区分 A・B)				

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
77	6	1	1	44	都市整備部	公園緑地課
					槽谷 昇	
					杉野 陽子	
					<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線   2-5173	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (2) 神田公園
(4) 監査結果	・都市公園におけるごみステーションの使用承認について（報告書 141 頁掲載） ■ 指 摘 市は、公有地でやむを得ず公共的団体が公共用として、わずかな部分を使用する場合は、財産管理者等の使用の承認を受ける必要があると定めている 都市公園の現地調査において、使用承認を受けていない状況が見つかった。 市は、ごみステーションの利用者（自治区）に対して、速やかな撤去または今後も使用する場合、速やかに財産管理者である市に使用承認申請をさせ、適正な公園使用を促す必要がある。なお、市は自治区と協議の上、当該ごみステーションは2024年12月末をもって使用中止とし、その後速やかに閉鎖撤去することとしている。
(5) 同趣旨の結果	-

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和6年11月19日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和6年12月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月 予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年11月19日 課長決定	措置完了 令和6年12月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		<input type="checkbox"/> E 検討中		
<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年11月19日 課長決定	措置完了 令和6年12月完了														
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定														
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
<input type="checkbox"/> E 検討中																
(2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">           監査結果に対する            ■方針            （措置区分 A・B・C・D）  <input type="checkbox"/>方針の検討状況            （措置区分 E）         </td> <td style="padding: 5px;">           監査結果の指摘事項に基づき、都市公園におけるゴミステーションの使用を禁止とした。         </td> </tr> </table>	監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 （措置区分 E）	監査結果の指摘事項に基づき、都市公園におけるゴミステーションの使用を禁止とした。													
監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・C・D） <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 （措置区分 E）	監査結果の指摘事項に基づき、都市公園におけるゴミステーションの使用を禁止とした。															
(3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">           実施した措置の内容            （措置区分 A・B）         </td> <td style="padding: 5px;">           自治区と協議の結果、神田公園から令和6年12月29日にゴミステーションを撤去した。         </td> </tr> </table>	実施した措置の内容 （措置区分 A・B）	自治区と協議の結果、神田公園から令和6年12月29日にゴミステーションを撤去した。													
実施した措置の内容 （措置区分 A・B）	自治区と協議の結果、神田公園から令和6年12月29日にゴミステーションを撤去した。															

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
78	6	1	2	34	都市整備部	公園緑地課
					槽谷 昇	
					杉野・村瀬	
					■内線 □外線 2-5173	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (2) 神田公園
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・防犯カメラの設置基準、設置計画（報告書 142 頁掲載）</p> <p>神田公園には防犯カメラが設置されている。</p> <p>市は「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を定め、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用を推進することにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することとしている。</p> <p>防犯カメラの設置場所である「公共の場所」は、「道路、公園、広場その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。」とされ、公園が対象とされている。</p> <p>現在、市は公園に関して、管理責任者を公園緑地つかう課課長、設置目的を施設の安全管理として、防犯カメラを設置する防犯対象区域として神田公園を始め24の公園を設定し、計54台の防犯カメラを設置・運用している。神田公園の例であるが、公園内の高い位置から、トイレ出入口を含め撮影するように設置されている。公園緑地つかう課によると、防犯カメラを設置する他の公園においても概ね同様の撮影状況で設置しているとのことである。</p> <p>ただ、都市公園の全てに防犯カメラが設置されてはおらず、例えば街区公園に関する設置状況は、全137公園中11公園に設置され、設置割合は8.0%である。また、現在、都市公園における防犯カメラの設置基準や今後の設置計画は特段定められていない。</p> <p>昨今の社会状況に鑑みれば、公園における防犯カメラの有効性は高まっているものと思われる。限られた予算の下、一律に全公園に設置することは、その後の維持管理も含め、容易なことではないことが考えられることから、公園における防犯カメラの設置の基準（設置すべき公園、カメラの設置場所、台数等）を定め、また防犯カメラの設置すべき公園の優先順位を決めるなど設置計画の検討も進めていただきたい。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和7年 3月 4日 課長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>監査結果として、都市公園に防犯カメラが必要であるとの意見を受けたが、防犯カメラの必要状況を精査し、現在の防犯カメラ設置状況で問題はないと考えている。</p> <p>防犯カメラの設置費用とランニングコストの観点からすべての公園に防犯カメラを設置することはできない。また、豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例は、豊田市内の公共の場所に適用される条例であり、都市公園に限定して優先順位を設定することは困難であるため、今後都市公園の状況に注視することとして、設置計画を策定しないこととした。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
79	6	1	2	35	都市整備部	公園緑地課
					槽谷 昇	
					村瀬 雄也	
					<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線   2-5173	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (3) 児ノ口公園
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・都市公園の水田の地域住民団体の利用について（報告書 147 頁掲載）</p> <p>都市公園の現地調査において、水田の設置が確認された。</p> <p>この児ノ口公園内の水田は、当該公園の設置当時に近隣地域住民等との協議の中で、市として水田を設置し、水田の管理は近隣地域住民等が行うとしてきた経緯があり、水田自体は公園の施設の一部として位置付けられ、現在は近隣地域住民等により組織された「児ノ口公園管理協会」が主体となり、地元住民の学び、体験、活動の場として、田植え体験、収穫体験、収穫した米での餅つき大会の実施に利用している。</p> <p>ただし、市は、当該団体に対して、当該公園について「都市公園維持管理業務」を委託しているものの、委託業務の内容は、清掃（園地、トイレ）、剪定・刈込み（軽枝等）、除草、芝刈、草刈であり、水田の管理及び利用は委託業務には含まれておらず、法的な関係が不明確な状態となっている。</p> <p>児ノ口公園内の水田の管理及び利用について、市は、当該行為の委託関係または利用関係を明確にし、契約書等により委託内容または利用関係を明らかにしておく必要がある。また、水稻栽培のために、公園内の水路の水を利用しているとすれば、これについても同様に整理する必要がある。なお、水路の水の利用については、その後、市の公園管理部署から、市の水路管理部署に対して取水許可の申請を行い、2024年12月26日付で許可されたことを確認している。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】					
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年11月29日	課長決定	措置完了 令和7年 3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中				
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果の指摘事項に基づき、管理協会による水稻栽培については、委託契約書において仕様書への記載で明確にし、水路の水の利用については取水許可申請を行い、許可を得る。				

<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	<p>都市公園維持管理委託（児ノ口公園）の、都市公園維持管理委託標準仕様書第3条7項において、「請負者は、水田の管理を地元住民と協力して行い、自然学習及び体験の場となるように努めること。収穫物については地元の活性化に役立てること。」と記載した。</p> <p>水路管理者である土木管理課に対し、取水許可申請書を提出し、2024年12月26日付で許可を得た。</p>
---	--

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
80	6	1	1	45	都市整備部	公園緑地課
					槽谷 昇	
					杉野、村瀬	
					■内線 □外線 2-5173	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (4) 枝下町ふれあい広場
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・地域広場等における設置許可について（報告書 149 頁掲載）</p> <p>地域広場等の日常管理については、所在場所の自治区に任せている。ただし、自治区が地域広場等に設置物を設置する場合は、豊田市地域広場の設置及び管理に関する要綱において、市に対して地域広場工作物等設置等許可申請書による申請、許可手続を定めている。</p> <p>地域広場等の現地調査において、当該申請、許可を受けていない状況が見つかった。</p> <p>市は、当該自治区に対して、今後も当該設置物を設置しておく場合、速やかに所定の申請をさせ、適正な地域広場等の利用を促す必要がある。また、当該自治区だけでなく広く自治区に対して、自治区長の交代等もあり、所定の申請手続の認識が継続的に十分されないことも想定し、定期的に、所定の申請手続の周知していく必要がある。</p> <p>なお、本設置物については、その後令和6年11月21日に所定の申請、承認がされたことを確かめている。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																
(1) 措置区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">■A 措置完了</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和6年11月19日 課長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了 令和6年11月完了</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□B 措置中</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;">措置完了予定 令和 年 月 予定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□C 措置予定</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□D 不措置</td> <td style="padding: 5px;">方針決定 令和 年 月 日 長決定</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□E 検討中</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	■A 措置完了	方針決定 令和6年11月19日 課長決定	措置完了 令和6年11月完了	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		□E 検討中		
■A 措置完了	方針決定 令和6年11月19日 課長決定	措置完了 令和6年11月完了														
□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定														
□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定															
□E 検討中																
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>本設置物については、その後令和6年11月21日に所定の申請、承認がされている。</p> <p>地域広場には地域広場等助成制度があり、補助金申請相談時に併せて地域広場工作物等設置等許可申請書による申請の必要がある旨の周知を図ることとした。また、公園の巡回パトロール時に、未申請の工作物があった場合速やかに地域広場工作物等設置等許可申請を提出するよう促すこととした。</p>															
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>自治区に地域広場での設置可能な工作物を説明し、地域広場工作物等設置等許可申請がなされた。</p>															

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
81	6	1	2	36	都市整備部	公園緑地課
					槽谷 昇	
					村瀬 雄也	
					<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線   2-5173	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (5) 岩畑公園
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・公園等敷地内の危険箇所の定期確認について（報告書 152 頁掲載）</p> <p>市は、都市公園の安全管理のため、公園等設備の定期的な点検を実施している。遊具及びその他公園施設（パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等）については、点検対象とした都市公園及の遊具等について、年1回の定期点検を外部に委託し実施している。また、市担当課職員による都市公園の定期的な巡視においても、遊具、施設、フェンス、構造物を含む公園全域の点検を実施している。</p> <p>現地調査において、造成された公園の擁壁にふくらみやひび割れがみられた。</p> <p>造成された公園等の擁壁、石垣等は、時の経過とともに、徐々に雨水や樹木の根による土圧により、ふくらみ、ひび割れが発生し、擁壁、石垣等の崩壊・倒壊による災害等の可能性もある。</p> <p>現在、遊具等保守点検では、擁壁、石垣等は点検対象に明確に入っている訳ではない、また市担当課職員の定期的な巡視において、確認項目になっている訳でもない。擁壁、石垣等による災害等を未然に防止するためには、定期的な点検が不可欠であるため、定期点検すべき擁壁、石垣等の存在する公園等の把握、定期的な状況の確認、記録、報告の実施に向けた対応を検討すべきである。</p> <p>なお、上記の岩畑公園のコンクリート擁壁のふくらみ、ひび割れについては、市担当課職員が巡視の際に持参する点検結果記録資料に記録されていた。</p>
(5) 同趣旨の結果	報告書155頁 V1-3 (6)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年12月18日	課長決定	措置完了	令和7年 3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> E 検討中					

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>過去の資料を持参するだけでなく、これまで行っていた確認項目を一覧表にし、持参することとした。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	<p>市担当課職員の巡視の際には過去の指摘項目の資料を持参し、前回との比較や新たな指摘事項が無いかを確認していたが、確認項目を明確にした一覧表を作成し、過去の資料と合わせて確認することで点検漏れや確認する視点の統一化を図った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	都市整備部	公園緑地課
82	6	1	2	37	所属長（氏名）	糟谷 昇	
					担当長（氏名）	村瀬 雄也	
					連絡先（電話）	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 <input type="checkbox"/> 外線	2-5173

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (6) 竹下ちびっこ広場
(4) 監査結果 ■ 意見	・公園等敷地内の危険箇所の定期確認について（報告書 155 頁掲載） 市は、地域広場等の安全管理のため、公園等設備の定期的な点検を実施している。遊具及びその他公園施設（パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等）については、点検対象とした地域広場等の遊具等について、年1回の定期点検を外部に委託し実施している。また、市担当課職員による地域広場等の定期的な巡視においても、遊具、施設、フェンス、構造物を含む公園全域の点検を実施している。 現地調査において、高木の枝が公園等敷地から道路に越境及び電線への接触がみられた。 高木については、高木の枝の電線への接触、枝の落下、高木自体の倒木による災害等の可能性もある。 現在、遊具等保守点検では、高木は点検対象に明確に入っている訳ではない、また市担当課職員の定期的な巡視において、確認項目になっている訳でもない。高木による災害等を未然に防止するためには、定期的な点検が不可欠であるため、定期点検すべき高木等の存在する公園等の把握、定期的な状況の確認、記録、報告の実施に向けた対応を検討すべきである。 なお、上記の竹下ちびっこ広場の高木の枝の状況については、巡視時には危険ではないと判断され、市担当課職員が巡視の際に持参する点検結果記録資料に記録されていなかった。
(5) 同趣旨の結果	報告書152頁 V1-3 (5)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1) 措 置 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和6年12月18日	課長決定	措置完了	令和7年 3月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> E 検討中					

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>過去の資料を持参するだけでなく、これまで行っていた確認項目を一覧表にし、持参することとした。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	<p>市担当課職員の巡視の際には過去の指摘項目の資料を持参し、前回との比較や新たな指摘事項が無いかを確認していたが、確認項目を明確にした一覧表を作成し、過去の資料と合わせて確認することで点検漏れや確認する視点の統一化を図った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	建設部	土木管理課
83	6	1	2	38	所属長（氏名）	米田 真二	
					担当長（氏名）	小武家 康希	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2-5054

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	1-3 インフラ財産
	(16) 道路
(4) 監査結果	・ 占用料の滞納について（報告書 167 頁掲載）
■ 意見	<p>「豊田市道路の管理及び占用に関する条例」第3条、4条、13条第3項では、市が管理している道路（市道又は法定外道路）にやむを得ず、排水管、水道管等を埋設したり、工事中施設（足場、鉄板等）、通路（乗入れ口）等、電気通信ケーブル、電柱等を設置したりする場合は、市より占用の許可を得て、占用物件に対する占用料の納付が必要としている（一定要件につき減免あり）。</p> <p>また、同条例第13条第3項では、占用期間が翌年度以後にわたる場合においては、翌年度以後の占用料は、毎年度、当該年度分を年度初めに納付が必要とし、同条例第6条では、当初の占用許可期間（最長5年間）を超えて継続して占用しようとする場合は、更新手続（申請、許可及び占用料の納付）が必要としている。</p> <p>令和5年度末において、占用料の納付がされていない物件を確認したところ、8物件において滞納が発生していた。また、督促に係る占用料の額が2,000円以上であるため、同条例第16条に定める延滞金が発生しているが、これも滞納している物件が2件ある。そして、5物件は令和6年10月末現在も滞納中である。</p> <p>過年度において滞納があるにも関わらず、翌年度以降の占用料の納付手続を行い、翌年度分の納付をさせ、占用を継続させている物件がある。また、同条例第9条1項3号に「この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した場合」は許可の取消し、原状回復命令等ができることされており、同条例の規定に違反して占用料支払をしていないにも関わらず、許可の取消し、原状回復命令等の検討を行っていない。</p> <p>ある1件の物件については、令和6年4月の更新手続において、別の1件の物件については令和2年度の占用料の滞納があり、また占用者の占用する他の物件についても令和2年度の占用料に滞納があるにも関わらず、更新手続を行わせ継続占用の許可を出している。</p> <p>占用期間が年度内の数か月程度であると、占用料の納付をしないうまま、占用を終了してしまえば、占用差止め等の手段を講じることは難しく、また、翌年度以降の占用料の納付手続を市がとらずに占用を中止させることも難しいともいえる。</p>

しかし、翌年度以降も継続して占用する案件については、翌年度の納付手続時点において、過年度の占用料の滞納の有無を確認し、滞納があれば、そもそも同条例第9条1項3号の規定（許可の取消し、原状回復命令等）の適用を検討し、当初の占用期間での占用許可を取消すことで、不法占用であることを明確にし、現在の占用を差止めるなどの手続の検討も必要である。

また、更新許可については、滞納がある占用者には、そもそも更新許可を出さない手続の検討も必要である。

現在、市では占用物管理システムを利用し、占用物件、占用者及び納付状況を一元的に管理していることから、滞納がある占用者の把握、管理も比較的容易に実施することも可能であると考えられる。

また、滞納が発生している占用料が比較的少額であることに鑑み、少額債権の回収コスト、管理コストを意識した、最適な管理方針、回収方針を検討することが重要である。

(5) 同趣旨の結果 報告書41頁 IV1

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】	
(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定 方針決定 令和7年 8月 8日 部長決定
	<input type="checkbox"/> D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	<input type="checkbox"/> E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>滞納があるにもかかわらず占用を新たに許可又は更新することを防止するために、滞納者一覧を担当職員で共有する。</p> <p>また、法務相談の結果により、滞納を理由に許可の取消し、更新の不許可ができることを確認した。それらの占用物件を不法占用物として取扱い、道路法第71条による原状回復命令を視野に入れつつ、滞納金額が少額なため、滞納金額と回収コストを意識し、案件ごとに対応を検討する。</p>
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	建設部	河川課
84	6	1	1	46	所属長（氏名）	池田 泰治	
					担当長（氏名）	山下 浩一	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2-5153

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-3 インフラ財産 (17) 豊田市中心部地区河川施設
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・河川巡視業務の損傷箇所の写真撮影枚数について（報告書 171 頁掲載）</p> <p>市は、豊田市河川施設管理計画に基づき、準用・普通河川における指定区間の巡視、排水路における重要施設の巡視を行い、各河川施設（準用・普通河川、排水路）の適正管理を図るため、巡視業務の外部委託を行っている。</p> <p>巡視員は、「特記仕様書」（以下「仕様書」という。）第6条（5）に従い、河川巡視結果表（以下「業務写真」という。）をまとめ、報告書として作成することとされている。また、「河川施設巡視要綱（別紙1）」（以下「要綱」という。）第6条5に従い、河川巡視の途上、異常な状況等を確認したときは、現状を撮影し、日時、場所、状況、措置等を記録することとされている。また、「豊田市河川施設巡視要領（別紙2）」（以下「要領」という。）4、5に従い、異常箇所を確認した場合、写真撮影は、損傷全休、背後地等が映るような写真と損傷のみをアップした写真2枚以上を撮影（写真の撮影は、全景、近景（アップ）の順とする。）し、写真や損傷状況、程度、措置状況等を巡視結果として整理、報告することとされている。</p> <p>令和5年度中の巡視業務の外部委託のうちの1つである豊田市中心部地区河川施設巡視委託の対象河川16河川中の4河川の報告書の業務写真を確認したところ、3河川において、損傷箇所の写真を2枚以上撮影、報告すべきところ、「1枚のみ」の損傷箇所があり、仕様書、要綱、要領（以下「仕様書等」という。）にある写真撮影枚数の要件を充たしていなかった。また、仕様書等の要件を充たしていないにも関わらず、委託業者は「完了（補正完了）届」（令和6年3月22日付）を提出している。</p> <p>また、委託業者からの「完了（補正完了）届」（令和6年3月22日付）に対して、市担当課は完了検査の「委託検査調書」（令和6年3月22日付）において、「特記仕様書に規定する提出物：適切であることを確認」、「報告書等：仕様書等の内容を満足していることを確認」として、損傷箇所の写真撮影枚数が仕様書等の要件を充たしていないことを記載していない。</p> <p>委託業者においては、仕様書等に従い委託業務を実施し、委託業務完了時には仕様書等の要件を充たしたことを確認することを徹底すべきである。また、市担当課においても完了検査において、仕様書等の要件を個別に確認すべきである。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>監査結果のとおり、特記仕様書の別紙となる「巡視要領」に記載された事項の確実な履行は適正な行政事務の執行上、不可欠である。</p> <p>これを受け、特記仕様書の記載事項と併せ、「巡視要領」に記載されている履行確認上の必要事項についてもとりまとめたチェックリストを作成した上で、特記仕様書で当該チェックリストを用いた履行確認書の提出を求めることで、今回の指摘事項を含む適正な事務の執行上必要な事項について、受注者と発注者の双方で履行の確認を行うことを決定した。</p> <p>今後、令和7年度の発注業務からの実施に向け、次のとおり順次進めていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年8月 措置方針の部長決定</li> <li>・令和7年8月末 特記仕様書及びチェックリストの作成完了による措置完了(予定)</li> <li>・令和7年9月 R7委託業務の発注書類(特記仕様書含む)を契約課へ提出(予定)</li> <li>・令和7年10月 契約後、初回打合せ時に特記仕様書の業務内容を受注者・発注者の双方で確認(予定)</li> </ul>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課		産業部	森林課
85	6	1	2	39	所属長（氏名）	井崎 広児		
					担当長（氏名）	深見 隆之助		
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	62-0602	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-4 山林 (1) 大岩市有林 ほか
(4) 監査結果 ■ 意見	・市有林の計画的な間伐の実施について（報告書 175 頁掲載） 市は、市有林の約64%を占める人工林に対して間伐を中心とした整備を行うとともに、林道の維持・修繕を行うことで市有林の管理を行っている。 市は、豊田市森林整備計画書（計画期間：令和3年4月1日から令和13年3月31日（令和5年4月1日変更））において、「間伐を含めた豊田市の施業体系については、平成29年度に策定した「新・豊田市100年の森づくり構想」において定めたので、これに沿った対応を図る」と定め、森づくり構想において、公益的機能が高度に発揮されるよう、自然の仕組みなどを尊重し、長期展望に立った上で、生物の多様性にも配慮した適正な人工林管理を行う方針を定めていたものの、具体的に当該年度に実施する間伐の対象区域や面積については、その年度で確保された予算の範囲内で実施できるよう都度選定しており、市有林全般について長期的な観点から、間伐の実施時期や実施すべき面積等をあらかじめ計画する等はしていない。 単年度において予算の制約を受けることはやむを得ないとしても、森林の整備は、長期間にわたって実施されることが見込まれ、計画的に実施されることにより防災等の公益的な機能も果たさなければならないことから、担当職員の異動等があった場合でも、長期的な視点から一貫した整備や利活用が実施されるよう、明示的に方針や計画を策定した上で整備等の事業が実施されることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和7年	7月18日	課長決定	措置完了 令和7年7月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年 月 日	長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中					

<p>(2)  監査結果に対する</p> <p>■方針  (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況  (措置区分 E)</p>	<p>間伐の実施箇所を記録する台帳が既に存在し、これに基づき、10～15年間隔で間伐を行う方針で進めているが、このことを改めて内部で決定した。今後5年間は以下の市有林を対象に、現況調査をしつつ、必要な箇所の間伐を実施していく。</p> <p>令和7年度 大洞、ニタ瀬①(最終施業年度：H17)</p> <p>令和8年度 大多賀(隠屋)、御内(最終施業年度：H17)</p> <p>令和9年度 城山、石楠、上川口(最終施業年度：H17、19、20)</p> <p>令和10年度 四ツ松、奥山(最終施業年度：H20)</p> <p>令和11年度 北曾木、総山、榎洞(最終施業年度：H21)</p> <p>令和12年度 川下、御蔵、押山、東大見(最終施業年度：H22、23、26)</p>
<p>(3)  実施した措置の内容  (措置区分 A・B)</p>	<p>間伐の実施箇所を記録する台帳に基づき、5年分の計画を策定した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
86-1	6	1	1	47-1	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-5 無体財産権 (1) 無体財産権
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・登録商標の財産に関する調書への記載漏れ（報告書 177 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則においては、財産管理者、各課等の長及び補助執行者（以下「財産管理者等」という。）は、当該各課等の所属に係る行政財産を管理するものとされ（公有財産管理規則第4条）、財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳を備え、公有財産の分類及び種類に従い、その所属に属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならないとされており、台帳に記載する公有財産の区分、種目及び数量の単位を定めている（公有財産管理規則第40条第1項、第2項）。</p> <p>市は、特許権等の無体財産権について、財産に関する調書を作成するため毎年度末に財産管理課から各所管課に対して、新規に取得した権利を申告するよう求めていたものの、権利を取得した時点で直ちに台帳に記載するための手続を定めていなかった。</p> <p>美術・博物部博物館は、豊田市博物館で使用するロゴマークについて、令和4年9月22日に商標登録の申請をし、特許庁の審査を経て令和5年3月8日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6678764号）、年度末に財産管理課から申告を求められた際、当該商標登録を受けた事実を見落としていたため、財産管理課に正しく情報が集約されなかった。また、登録制度のある特許、実用新案、意匠及び商標については、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）によって市が権利者として登録されている権利を容易に検索できるにもかかわらず、財産管理課において、これを利用して登録されている権利の網羅性を検証するための手続も整備されていなかったため、令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。</p> <p>また、市は、特許権等を無体財産権として認識し、調書に記載すべき時期について、特段の周知を行っていなかった。</p> <p>藤岡支所は、藤岡石畳ふれあい広場のマスコットキャラクターの名称である「だたみん」（標準文字）について、令和5年4月10日に商標登録の申請をし、特許庁の審査を経て令和6年3月15日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6787785号）、同時に申請していた「だたみん」（キャラクター）の審査が継続していたことから、年度末において先に登録された標準文字の商標を、無体財産権として認識し、財産に関する調書に計上する必要</p>

について十分認識していなかった。そのため、年度末までに商標登録が完了した商標が令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。

(5) 同趣旨の結果

—

**2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】**

(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月 完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する	<p><input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>財産管理課においては特許情報プラットフォームによる検索確認作業が必要であると担当内で引継ぎはされていたものの、担当者の失念及び別担当者もチェックしなかったため集計漏れとなった。これに対しては、登録商標だけではなく財産調書作成時に必要なチェック項目を再整理し、誤りや登録漏れを見逃さない作業手順の検討を行う予定である。</p> <p>また、全庁に対して行った財産調書記載内容の最終確認においても、所管課より修正報告が出ていなかったことから、各所管課に対する確認方法の見直しについても検討を行うこととする。</p>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	美術・博物部	博物館
86-2	6	1	1	47-2	所属長（氏名）	高橋 健太郎	
					担当長（氏名）	伊藤 圭一	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	32-6512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-5 無体財産権 (1) 無体財産権
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・登録商標の財産に関する調書への記載漏れ（報告書 177 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則においては、財産管理者、各課等の長及び補助執行者（以下「財産管理者等」という。）は、当該各課等の所属に係る行政財産を管理するものとされ（公有財産管理規則第4条）、財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳を備え、公有財産の分類及び種類に従い、その所属に属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならないとされており、台帳に記載する公有財産の区分、種目及び数量の単位を定めている（公有財産管理規則第40条第1項、第2項）。</p> <p>市は、特許権等の無体財産権について、財産に関する調書を作成するため毎年度末に財産管理課から各所管課に対して、新規に取得した権利を申告するよう求めていたものの、権利を取得した時点で直ちに台帳に記載するための手続を定めていなかった。</p> <p>美術・博物部博物館は、豊田市博物館で使用するロゴマークについて、令和4年9月22日に商標登録の申請をし、特許庁の審査を経て令和5年3月8日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6678764号）、年度末に財産管理課から申告を求められた際、当該商標登録を受けた事実を見落としていたため、財産管理課に正しく情報が集約されなかった。また、登録制度のある特許、実用新案、意匠及び商標については、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）によって市が権利者として登録されている権利を容易に検索できるにもかかわらず、財産管理課において、これを利用して登録されている権利の網羅性を検証するための手続も整備されていなかったため、令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。</p> <p>また、市は、特許権等を無体財産権として認識し、調書に記載すべき時期について、特段の周知を行っていなかった。</p> <p>藤岡支所は、藤岡石畳ふれあい広場のマスコットキャラクターの名称である「だたみん」（標準文字）について、令和5年4月10日に商標登録の申請をし、特許庁の審査を経て令和6年3月15日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6787785号）、同時に申請していた「だたみん」（キャラクター）の審査が継続していたことから、年度末において先に登録された標準文字の商標を、無体財産権として認識し、財産に関する調書に計上する必要</p>

	について十分認識していなかった。そのため、年度末までに商標登録が完了した商標が令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和6年 9月25日 議決	措置完了 令和6年 9月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する <input checked="" type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市博物館のロゴマークについて、財産管理課に無体財産権としての計上を依頼</li> <li>・ 財産管理課にて令和6年9月議会の議案を修正</li> <li>・ 無体財産権として計上</li> </ul>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決によって、台帳に登録された。</li> </ul>		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	地域活躍部	藤岡支所
86-3	6	1	1	47-3	所属長（氏名）	山田 政則	
					担当長（氏名）	福岡 正洋	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	76-2102

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-5 無体財産権 (1) 無体財産権
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・登録商標の財産に関する調書への記載漏れ（報告書 177 頁掲載）</p> <p>公有財産管理規則においては、財産管理者、各課等の長及び補助執行者（以下「財産管理者等」という。）は、当該各課等の所属に係る行政財産を管理するものとされ（公有財産管理規則第4条）、財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳を備え、公有財産の分類及び種類に従い、その所属に属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならないとされており、台帳に記載する公有財産の区分、種目及び数量の単位を定めている（公有財産管理規則第40条第1項、第2項）。</p> <p>市は、特許権等の無体財産権について、財産に関する調書を作成するため毎年度末に財産管理課から各所管課に対して、新規に取得した権利を申告するよう求めていたものの、権利を取得した時点で直ちに台帳に記載するための手続を定めていなかった。</p> <p>美術・博物部博物館は、豊田市博物館で使用するロゴマークについて、令和4年9月22日に商標登録の出願をし、特許庁の審査を経て令和5年3月8日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6678764号）、年度末に財産管理課から申告を求められた際、当該商標登録を受けた事実を見落としていたため、財産管理課に正しく情報が集約されなかった。また、登録制度のある特許、実用新案、意匠及び商標については、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）によって市が権利者として登録されている権利を容易に検索できるにもかかわらず、財産管理課において、これを利用して登録されている権利の網羅性を検証するための手続も整備されていなかったため、令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。</p> <p>また、市は、特許権等を無体財産権として認識し、調書に記載すべき時期について、特段の周知を行っていなかった。</p> <p>藤岡支所は、藤岡石畳ふれあい広場のマスコットキャラクターの名称である「だたみん」（標準文字）について、令和5年4月10日に商標登録の出願をし、特許庁の審査を経て令和6年3月15日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6787785号）、同時に申請していた「だたみん」（キャラクター）の審査が継続していたことから、年度末において先に登録された標準文字の商標を、無体財産権として認識し、財産に関する調書に計上する必要について十</p>

	分認識していなかった。そのため、年度末までに商標登録が完了した商標が令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 措置完了 <input type="checkbox"/> B 措置中 <input type="checkbox"/> C 措置予定 <input type="checkbox"/> D 不措置 <input type="checkbox"/> E 検討中	方針決定 令和6年 9月25日 議決 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和6年 9月完了 措置完了予定 令和 年 月予定 措置完了予定 令和 年 月予定 措置完了予定 令和 年 月予定
	(2) 監査結果に対する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤岡石畳ふれあい広場のマスコットキャラクターの名称である「だたみん」(標準文字)について、財産管理課に無体財産権としての計上を依頼</li> <li>・ 財産管理課にて令和6年9月議会の議案を修正</li> <li>・ 無体財産権として計上</li> </ul>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 方針 <small>(措置区分 A・B・C・D)</small> <input type="checkbox"/> 方針の検討状況 <small>(措置区分 E)</small>		
	(3) 実施した措置の内容 <small>(措置区分 A・B)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決によって、台帳に登録された</li> </ul>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	総務部	財産管理課
87	6	1	2	40	所属長（氏名）	安倍 大介	
					担当長（氏名）	伊藤 貴俊	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-5 無体財産権 (1) 無体財産権
(4) 監査結果	<p>・ 公有財産又は物品として管理すべき著作物について（報告書 178 頁掲載）</p> <p><b>■ 意見</b></p> <p>公有財産には、地方公共団体の所有に属する財産としての著作権も含まれるとされているところ（地方自治法第238条第1項第5号）、市の令和5年度の財産に関する調書において、公有財産として計上されている著作権は0件であった。</p> <p>しかしながら、市（保健部健康づくり応援課）は、豊田市健康づくりキャラクター「きらちゃん」「たべまる」（以下「キャラクター」という。）について著作権を有しており、「豊田市健康づくりキャラクター「きらちゃん」「たべまる」の使用に関する要綱」を定めて、第三者への使用許諾等について管理を行うとともに、自らキャラクターを使用したLINEスタンプを販売する等して、著作物を利用している。</p> <p>著作権は、特許や商標と異なり、著作物を創作した時点で自動的に発生する権利であって、職員が職務上作成した著作物を含めると相当数の件数が見込まれることから、そのすべてを公有財産として把握することは必要ではないし、費用対効果の観点から相当とも思われない。</p> <p>しかしながら、少なくとも、市が著作物を利用した商品を販売したり、第三者への使用許諾について管理を行っているものについては、著作権に一定の財産的価値が認められることから、公有財産として把握及び管理することを検討すべきであった。</p> <p>著作権の公有財産としての取扱いに関しては、公有財産管理規則において土地及び建物に関する規定を準用する旨の定め（第10条第3項、第11条第3項、第13条第3項など）があるものの、詳細な取扱い等を定めた要綱・要領等は作成されていない。</p> <p>市が著作権者となる著作物は、職員が職務上作成した著作物のほか、業務委託契約等に基づいて制作されたチラシ、ポスター、カタログ、イラスト、写真、映像等の著作物のうち、契約に基づき著作権の移転を受けたもの等も想定されるところ、それら著作物に係る著作権のうち、公有財産として管理すべき著作権の範囲をどのように判定するかについては、一定の基準等を定めることが望ましい。</p> <p>また、市（美術・博物部足助分室）は、国指定重要文化財である旧鈴木家住</p>

宅の大規模修理工事の状況を記録し、将来的に来館者に修理状況を伝える資料とするための映像記録を外部委託により作成した。

その他、市（上郷支所）は、住民の健康増進を図るため、「上郷に住むと健康になる事業」におけるウォーキングの推進として、ウォーキング前に有効なストレッチ映像、既設の歩幅、速度が計測可能な路面標示の使い方レクチャー動画及び上郷地区のウォーキングスポット等をまとめたみどころ動画映像を外部委託により作成した。

これら映像資料や研修・学習・レクチャー用の映像教材等は、DVD等の媒体に記録された資料として購入した場合は、物品等として管理されるものもあることから、外部委託により作成された著作物であっても、またはDVD等の媒体に記録されていないデータとしての著作物であったとしても、目的・機能・利用方法の類似性から物品等として管理する必要性について検討し、一定の基準等を定めることが望ましい。

(5) 同趣旨の結果

—

**2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】**

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月 完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する  <input type="checkbox"/> 方針 (措置区分 A・B・C・D) <input checked="" type="checkbox"/> 方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>著作物の管理運用については特定の所管部署が存在せず、当該著作物を運用する所管課ごとに管理され、取扱いが決められている。</p> <p>著作物の取扱いについては、今回の指摘を踏まえ、今後関係所属において対応の可否を含め協議をしていく。</p>		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	教育部	学校教育課
88	6	1	1	48	所属長（氏名）	岸本 勝史	
					担当長（氏名）	田中 佐知	
					連絡先（電話）	<input type="checkbox"/> 内線 <input checked="" type="checkbox"/> 外線	48-2051

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 1-5 無体財産権 (1) 無体財産権
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・社会科副読本制作に関する外部委託について（報告書 179 頁掲載）</p> <p>市は、小学校の社会科の授業で使用する令和6年度版の副読本「豊田（4年生用）」と「とよた（3年生用）」の改訂を、社会科副読本編集委員会（以下「編集委員会」という。）に委託した。当役員4名と委員9名で組織されていたが、いずれも豊田市立小学校の社会科担当教員の中から選任された者であった。なお、当該委託の成果物である副読本に関する権利は市に帰属することになる。</p> <p>市は、編集委員会に対して業務委託をする理由について、社会科教育についての専門の知識・経験が必要なため、教員で構成される編集委員会に委託することで、質の高い成果を得られると共に業務の効率化が図られるとしている。しかしながら、社会科担当教師に編集業務を行わせることが相当であるとしても、市から独立した団体を観念し、そこに対し外部委託という契約形態を採ることの必要性は認められない。</p> <p>市の内部に編集委員会を組織することができれば、専門的な知識・経験を集約することは可能であるし、また、委託契約（豊田市業務委託契約約款第5条）に基づいて著作権の移転を受けることなく職務著作として市に権利帰属させることも可能となることから、契約事務等の負担をし、編集委員会から契約に基づく著作権の移転を観念してまで外部委託とすることのメリットは見出し難い。</p> <p>市は、教員が県費負担職員であり、任命権は給与を負担する県教育委員会にあるため、教員の任命権者ではない市教育委員会が副読本の改訂を業務として依頼することは難しいことから、業務委託とする必要性があるとしている。</p> <p>しかしながら、編集委員会の構成員は、年度ごとに市からの委嘱を受けて選任されており、編集委員会への加入や脱退など組織の基本となる事項について定めた会則や規約は存在しない。財産管理についても、財産の管理や処分について定めた会則や規約は存在しない。</p> <p>さらに、編集委員会は、独自に事務局を構えておらず、事務局業務は編集委員会の構成員ではない教育センターの職員が担当しており、電話等の連絡先も教育センターとなっていることから、市から独立した団体として存続するものか認めがたい状況にある。また、編集委員会は、市から支払われる業務委託料の全部をもって当年度の報償費や消耗品等の支払に宛てていることから、固有</p>

の財産を有しておらず、財産的な観点からも、市から独立した団体として存続するものか不明である。

運営においても、会長や副会長の役職者が置かれているものの、編集委員の互選で選任されたものではなく、編集委員会外（小学校）での役職に応じて委員長には校長が、副委員長には教頭が充てられており、多数決の原則に従って組織の運営がなされていない。

このように、現在の編集委員会の運営状況を見る限り、編集委員会が権利能力なき社団として契約当事者となり得る実態（団体としての組織、多数決原理による意思決定、団体としての継続性、規約等による運営・管理の定め）があったとは認められず、業務委託の受託者として適格性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、編集委員会への業務委託の形式を採用するのであれば、会則や規約等の整備を行い、権利能力なき社団としての実態を備えるよう運用を改める必要がある。

また、当該委託に関して実業務時間に基つかない報償費の支払がなされている可能性がある。

編集委員会から編集委員13名に対して、報償費の名目で総額190,000円（12名に対し各15,000円、1名に対し10,000円）が支払われた。報償費は1時間あたり500円とされており、各編集委員は、事務費の支払に関連して、作業実施時間等を記録した「記録簿」の作成を求められていた。

しかしながら、記録簿の作成に関する留意点が記載された「社会科副読本編集委員会における記録簿の作成について（依頼）」において、「時間」の記入に関し、「合計が「30時間」になるようにする」と実際の作業時間が超過または不足しても「30時間」と記載することを求めるような記述がされており、実際の実施時間と異なる記録に基づいて、報償費の支払がなされた可能性がある。

実際の作業時間より過大に報償費が支払われることはもちろん、提供された役務に対して適正な対価が支払われないことも不適切であるところ、教育センターは、部会の開催に際して、編集委員が所属する学校への派遣依頼や会場として交流館を利用する場合の利用申請に関与しており、報償費の支払いについても、編集委員から直接記録簿の提出を受ける等、編集委員会の活動と密接な関係を有しているのであるから、外部委託の完了報告等に際して、支払った外部委託料が適切に使用されているかを確認すべきである。

(5) 同趣旨の結果

—

## 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措 置 区 分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和7年 8月 1日	課長決定		
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	<input type="checkbox"/> E 検討中					

<p>(2) 監査結果に対する</p> <p>■方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p>□方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>監査結果に基づいて本業務の適正な事業者と契約すること及び編集委員へ報償費を明確にすることは適正な行政事務に資するため、次回の社会科副読本作成は外部事業者に委託することを決定した。</p> <p>これに伴い、編集委員会は社会科副読本を作成する組織ではなく、作成中の社会科副読本を検討し改善する組織として、活動に対する報償を明確にする。</p> <p>令和 9年4月 着手 令和10年3月 措置完了予定</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	



<p>(2) 監査結果に対する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>方針 (措置区分 A・B・C・D)</p> <p><input type="checkbox"/>方針の検討状況 (措置区分 E)</p>	<p>これまで、賃借台帳は、所属ごと任意様式での作成となっていたことから、全所属の情報を集約した台帳の整備を検討している。未記載分については、この台帳整備に合わせて記載する予定である。</p>
<p>(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)</p>	

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
90	6	1	2	41	総務部	財産管理課
					安倍 大介	
					伊藤 貴俊	
					■内線 □外線	3-1134

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 2 基金（土地） (1) 古いこいの村
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・建物の解体について（報告書 184 頁掲載）</p> <p>古いこいの村入り口には、フェンスは設置されているものの、窓ガラスや扉のガラスが割られるなど、侵入を十分に防いでいる状況にはない。なお、割られた箇所については、木材で覆われ雨水などが入らないよう補修はされていた。</p> <p>また、営業停止後、20年以上経過しており、窓付近の壁の劣化や、天井のシミなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>施設の再利用のためには改築費用や周辺のインフラ整備など多額の投資が必要であるが、その利用の目途もたっておらず、また、解体にも多額の費用がかかることから、そのままの状態での放置されており、老朽化が確実に進んでいる。</p> <p>今後も施設の利用目途が経たないのであれば、早期に建物の解体を検討することが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																																																													
(1) 措置区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="width: 10%;">方針決定</td> <td style="width: 10%;">令和</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">長決定</td> <td style="width: 10%;">措置完了</td> <td style="width: 10%;">令和</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">完了</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>長決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> E 検討中</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月	完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定						<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定						<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中											
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月	完了																																																		
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定																																																		
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定																																																							
<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定																																																							
<input checked="" type="checkbox"/> E 検討中																																																													
(2) 監査結果に対する方針の検討状況 (措置区分 E)	<p>現在の敷地利用が令和9年度末をもって終了する予定のため、建物及び敷地の管理（又は廃止）方法について検討中である。国定公園区域内のため、今後は県や関係部局の指導を受けながら進めていく。</p>																																																												
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																																																													

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	都市整備部	都市整備課
91	6	1	1	50	所属長（氏名）	初田 大成	
					担当長（氏名）	堀 訓明	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	2-4556

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論）
	2 基金（土地）
	(3) 都心整備基金（土地）
(4) 監査結果 ■ 指摘	・公有財産台帳の登録誤りについて（報告書 186 頁掲載）
	公有財産台帳に登録されている都心整備基金（合計9筆）について、筆所在地と全く関連のない代表所在地が登録されている。代表所在地は施設単位で管理するための情報であり、施設を識別できる適切な名称・所在地にて登録する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定 令和7年 1月31日 課長決定	措置完了 令和7年 1月完了
	□ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、公有財産台帳に登録される代表所在地は都心整備基金を識別できる適切な名称・所在地にて登録する必要があるため、公有財産台帳に登録される代表所在地を変更することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	公有財産台帳に登録されている都心整備基金（合計9筆）の代表所在地について、適切な代表所在地に修正した。		

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	
92	6	1	1	51	都市整備部	都市整備課
					所属長（氏名）	
					初田 大成	
					担当長（氏名）	
					堀 訓明	
					連絡先（電話）	
					■内線 □外線	2-4556

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 2 基金（土地） (3) 都心整備基金（土地）
(4) 監査結果	・ 公有財産台帳の記載と財産に関する調書との差異について（報告書 186頁掲載）
■ 指 摘	<p>予算執行実績報告書内財産に関する調書（及び基金運用状況に関する調書）の土地の現在高（地積）と公有財産台帳との間に差異がある。期末日付近の取得である場合は両者の登録のタイムラグにより差が生じる場合があるとのことであったが、取得から1年以上経過しているものについても登録が行われていない土地が確認され、両者の整合性を定期的に確認できていない状況と考えられる。</p> <p>報告資料と期末日時点の公有財産台帳の内容は原則一致させるべきであり、不一致の場合はその内容を明らかにする必要がある。</p>
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】						
(1)		■ A 措置完了	方針決定 令和7年 2月 7日	課長決定	措 置 完 了	令和7年 2月完了
措 置 区 分		□ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
		□ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日	長決定		
		□ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日	長決定		
		□ E 検討中				
(2)	監査結果に対する	<p>監査結果に基づいて、財産に関する調書の土地現在高と公有財産台帳は期末日時点で一致していることが適切であるため、都心整備基金による土地取得があった場合、速やかに公有財産台帳への登録を実施することとする。</p>				
	■方針 (措置区分 A・B・C・D)					
	□方針の検討状況 (措置区分 E)					
(3)	実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	<p>未登録となっていた都心整備基金土地（合計3筆）を公有財産台帳に登録した。</p>				

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
93	6	1	1	52	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 3 借入財産 (1) 高機能消防指令システム部分更新事業（リース取引）
(4) 監査結果 ■ 指摘	<p>・ファイナンス・リースの会計処理について（報告書 188 頁掲載）</p> <p>「高機能消防指令システム部分更新事業賃貸借契約」は、平成27年度の消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム賃貸借（借入期間：平成28年3月1日から令和3年2月28日まで）のリース期間終了に伴い、一部の機器を更新した際に締結された契約である。更新しなかった機器については、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム賃貸借（再リース）として、単年度ごとに契約を行っている。</p> <p>市では、全てのリース物品についてリース契約終了時に返還が行われることから、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する取引はないと整理しており、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「賃貸借取引に準じた処理」により、費用計上を行っている。したがって、令和4年度末において貸借対照表上に固定資産として計上されたリース取引はなく、当契約も費用計上とされている。</p> <p>この点、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年8月改訂）では「リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたもの（市販のソフトウェア、機械、装置等の軽微なカスタマイズであって汎用性を失わない程度のものは含まない）」、「当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らかなリース取引」を所有権移転ファイナンス・リース取引としている。</p> <p>同取引については、契約書上にリース期間終了後の返還条項が含まれているものの、仕様書を確認したところ「自動出動指定装置」や「地図等検索装置」など、当市消防本部の特別仕様のシステムが一体となった取引であることが確認された。したがって、その経済的実態に鑑みると所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断されるが、固定資産台帳上に当該システムは計上されておらず「売買取引に準じて」処理されていない。</p> <p>同取引については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に従い売買取引に準じて処理し、また、「自治法第234条の3に基づく長期継続契約」として、その旨及び債務金額を注記する必要がある。</p> <p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準拠して所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リースを判別し、所有権移</p>

転ファイナンス・リース取引を固定資産として計上するよう、契約の判別・報告プロセスを見直す必要がある。

加えて、当該リースに係る支出は、支出年度に一括で費用処理しており、投資的経費として計上されないため、行政コスト計算書における純行政コスト等や、資金収支計算書における投資活動収支及び業務活動収支の算定にも影響が生じていることにも留意されたい。

なお、「高機能消防指令システム部分更新事業賃貸借契約」については、物品借入決定書（令和元年5月10日決定）上で、「ファイナンス・リース」に区分されている。市では、（所有権移転外と判断した）ファイナンス・リース取引について、契約課から財政課に年度ごとに報告され、財政課では未経過リース料を集計し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料として一般会計財務書類に注記（令和4年度は2,835,869千円）しているが、リース注記の集計表にも含まれていなかったため、集計過程を再確認することが望まれる。

(5) 同趣旨の結果

—

## 2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】

(1) 措置区分	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	<input checked="" type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定 令和7年 8月 1日 副部長決定	
	<input type="checkbox"/> D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	<input type="checkbox"/> E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年度決算に係る作業から、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」令和7年3月改定に沿って、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースを区分し、資産計上する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

## 包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

報告管理番号					監査対象部課	企画政策部	財政課
94	6	1	2	42	所属長（氏名）	中條 圭祐	
					担当長（氏名）	田中 風輝	
					連絡先（電話）	■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和6年度
(2) 監査テーマ	公有財産等に関する事務の執行及び管理について
(3) 監査項目	V 監査の結果及び意見（各論） 3 借入財産 (2) 東部給食センター改築整備・運営業務委託事業（PF I）
(4) 監査結果 ■ 意見	<p>・固定資産処理データ保管年限について（報告書 190 頁掲載）</p> <p>PF Iとは Private Finance Initiative の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいては「PF I等の手法により整備した所有権がない資産についても、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行う」（資産評価及び固定資産台帳整備の手引き第31項）ものとしている。</p> <p>東部給食センターは、PF I事業（東部給食センター改築整備・運営業務委託事業）によって平成22年に改築されている。契約総額と固定資産台帳の計上額はそれぞれ、2,839,030千円、3,015,619千円であり、固定資産台帳への登録額は、当時の基準モデルに従って計算されているとのことであったが、計算過程のわかるワークシートの提出を求めたところ、資料の保管期限を経過しており確認できなかった。</p> <p>固定資産台帳計上時の計算資料は、長寿命化や一部除却などを検討する際に利用されることが見込まれる。長期的に保管すべき資料として、資料の保存年限を見直すことが望まれる。</p>
(5) 同趣旨の結果	-

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和7年8月1日】																															
(1) 措置区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/> A 措置完了</td> <td style="width: 15%;">方針決定</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 15%;">長決定</td> <td style="width: 15%;">措置完了</td> <td style="width: 15%;">令和 年 月完了</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> B 措置中</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td>措置完了予定</td> <td>令和 年 月予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> C 措置予定</td> <td>方針決定</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>長決定</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> D 不措置</td> <td>方針決定</td> <td>令和7年 8月 1日</td> <td>副部長決定</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> E 検討中</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了	<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定	<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定			<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和7年 8月 1日	副部長決定			<input type="checkbox"/> E 検討中					
<input type="checkbox"/> A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了																										
<input type="checkbox"/> B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定																										
<input type="checkbox"/> C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定																												
<input checked="" type="checkbox"/> D 不措置	方針決定	令和7年 8月 1日	副部長決定																												
<input type="checkbox"/> E 検討中																															
(2) 監査結果に対する方針 (措置区分 A・B・C・D)	<p>公文書の管理については、豊田市文書管理規程に沿って管理をしている。</p> <p>固定資産台帳計上時の資料については、資産計上時点で目的を果たしており、現状の資産計上処理の考え方では、長寿命化や一部除却時に利用することはないため、保管は不要である。</p>																														
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)																															